

検討テーマに係る関係資料

(権利擁護支援と包括的・重層的な支援体制)

令和3年5月6日



厚生労働省 社会・援護局
地域福祉課 成年後見制度利用促進室

重層的支援体制整備事業について (概要)

※詳細はP.13～参照。

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

支え・支えられる関係の循環 ～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～



- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化

- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

地域における人と資源の循環 ～地域社会の持続的発展の実現～

- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域



農林



環境



産業

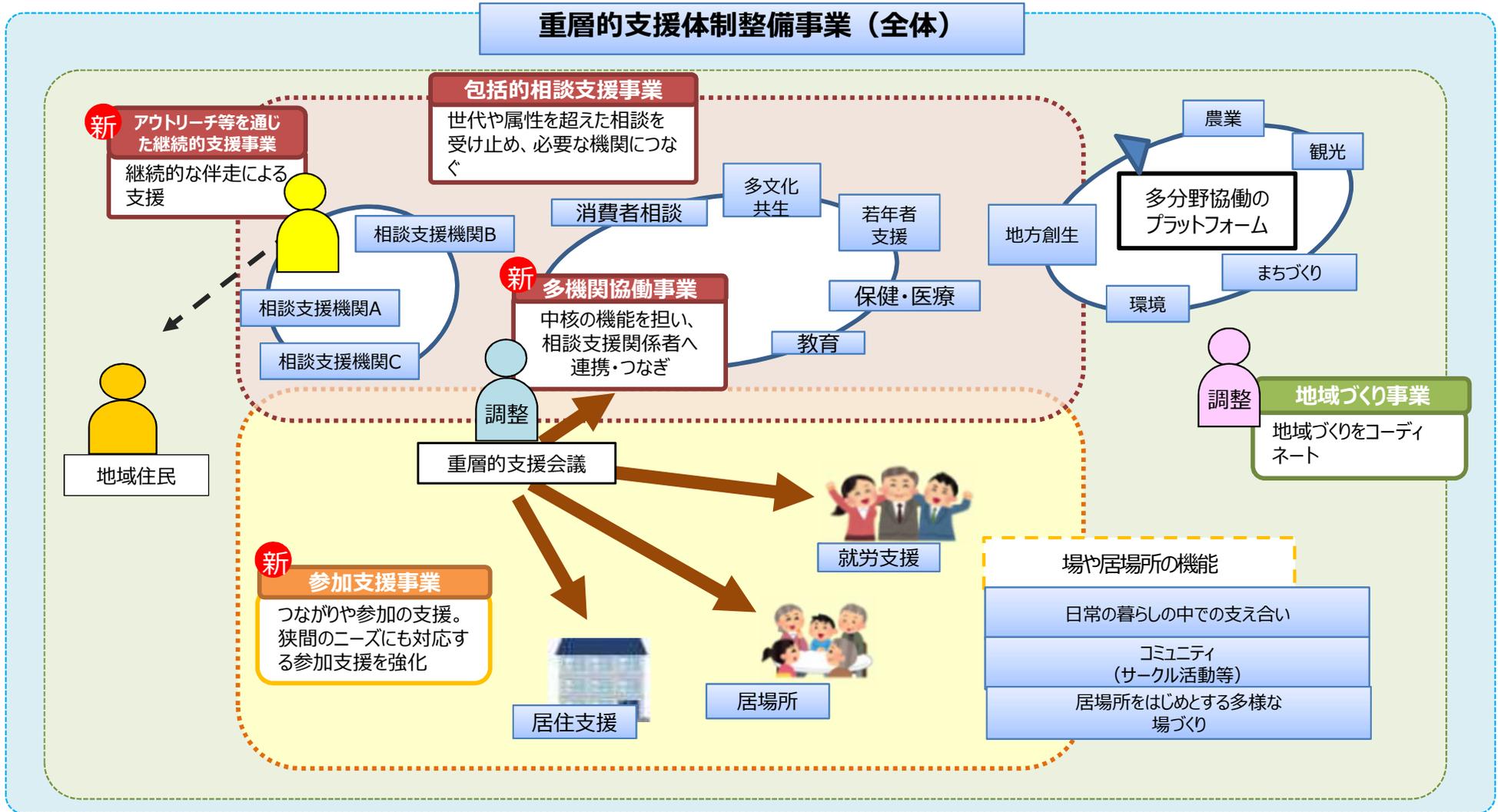


交通



重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、**市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築**していく。



重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携について

(令和3年3月31日付け社援地発0331第3号等通知の概要)

※詳細は参考資料5参照

通知の趣旨

- 重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に関する取組は、地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組むという共通点を持っており、制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、障害があってもなくてもすべての住民が、一人ひとりの暮らしと生きがいを、社会全体で支え合いながら、ともに創っていくという地域共生社会の理念の実現に資するという目的を共有するもの。
- これらに取り組むことは、本人が社会とのつながりの中で生きがいや役割を持って、安心して暮らしていくことができる環境の整備や地域づくりにつながるもの。特に、成年後見制度利用促進に係る取組との連携は、司法を加えた権利擁護支援の効率的・効果的な実施にもつながるもの。
- そこで、両者の積極的な連携を進めるため、連携に当たっての基本的な考え方や取組例を示したもの。

連携に当たっての基本的な考え方

- 連携の効率的・効果的な実施のためには、関係する部局や支援関係機関の相互理解を深めておくことが重要であり、以下により日常的に意思疎通を図る仕組みを整えることや市町村内で協力体制を構築することを提示
 - ・両者の制度を理解するための研修の実施
 - ・連絡調整担当者の設置
 - ・定期的な事例検討や情報共有の機会の設定など
- 連携を進める際の留意点として、個人情報について本人からの同意を得ることなどの取扱いを提示

具体的な連携取組例

以下のそれぞれについて、基本的な考え方や対応例等を提示

- 多機関協働事業者と中核機関の連携
- 重層的支援会議・支援会議における中核機関の積極的な参加等
- 包括的相談支援事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携
- アウトリーチ等を通じた継続的支援事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携
- 参加支援事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携

高齢者虐待防止ネットワークについて (概要)

※詳細はP.50～参照。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

(平成17年法律第124号・平成18年4月1日から施行)

目的(法第1条)

高齢者虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳保持のため虐待防止を図ることが重要であることから、虐待防止等に関する国等の責務、虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援の措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止に係る施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義(法第2条)

- 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。(平成24年10月～65歳未満の養介護施設入所等障害者を含む。)
- 「高齢者虐待」とは、①養護者による高齢者虐待、②養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。
- 高齢者虐待の類型は①身体的虐待、②介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

国・地方公共団体の責務等(法第3条)

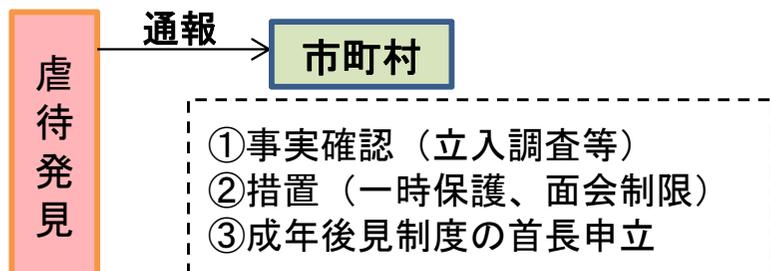
- ①関係機関の連携強化等、体制の整備、②専門的な人材の確保・資質の向上、③通報義務・救済制度等の広報・啓発

虐待防止等

養護者による高齢者虐待(法第6～19条)

[市町村の責務] 相談等、居室確保、養護者の支援
[都道府県の責務] 市町村の措置への援助・助言

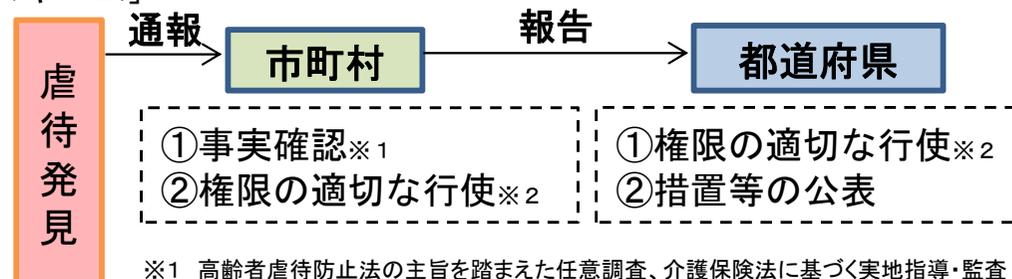
[スキーム]



養介護施設従事者等による高齢者虐待(法第20～25条)

[設置者等の責務] 当該施設等における高齢者に対する虐待防止等のための措置を実施

[スキーム]

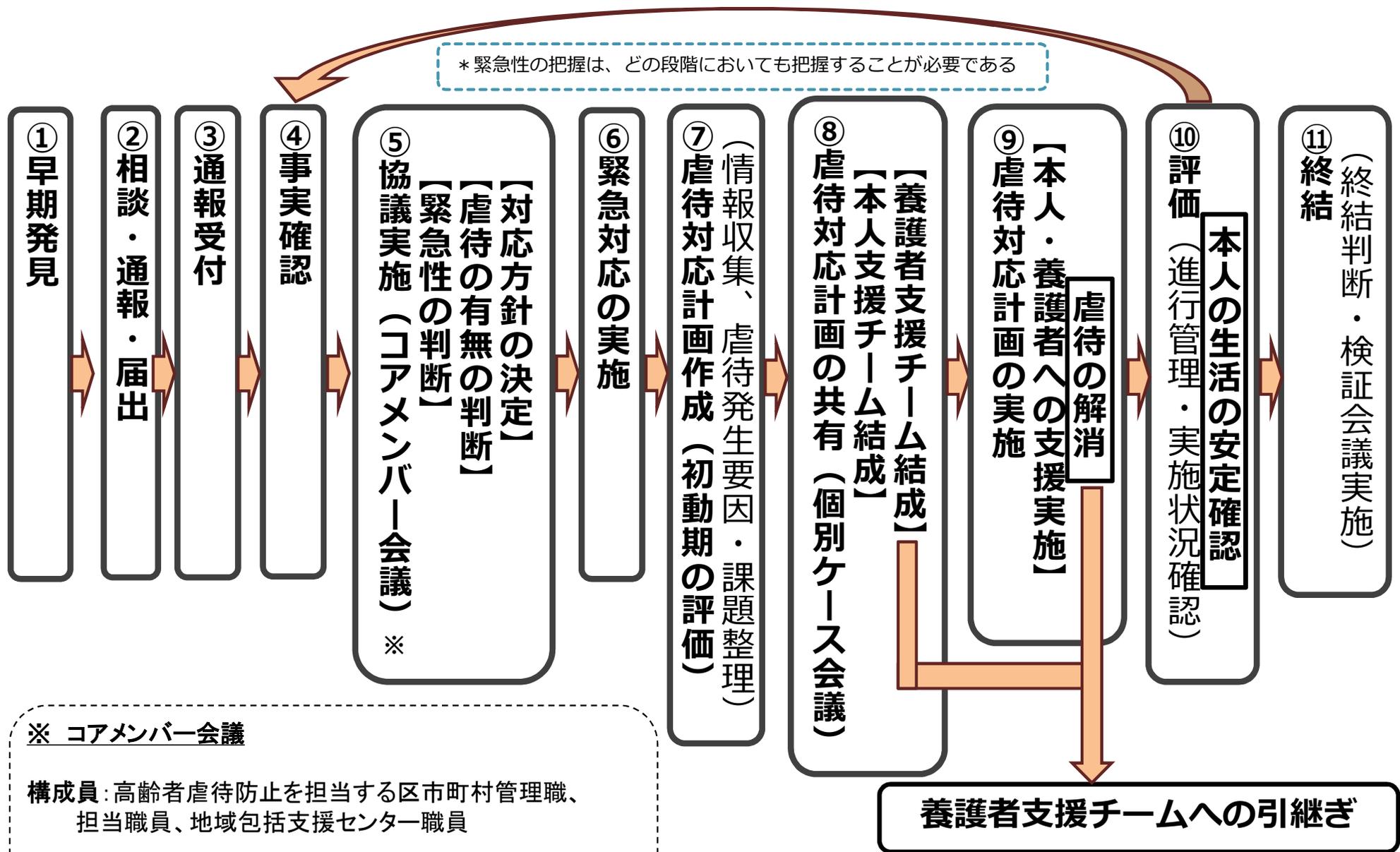


※1 高齢者虐待防止法の主旨を踏まえた任意調査、介護保険法に基づく実地指導・監査
※2 老人福祉法・介護保険法に基づく報告徴収・立入検査・勧告・公表・措置命令等

調査研究(法第26条)

国は高齢者虐待の事例分析を行い、虐待への適切な対応方法・高齢者の適切な養護の方法などについて調査・研究を実施。

市町村の養護者による高齢者虐待対応のプロセス



※ コアメンバー会議

構成員: 高齢者虐待防止を担当する区市町村管理職、担当職員、地域包括支援センター職員

目的: 虐待の有無、緊急性の判断、対応方針等を合議により、市町村の責任において決定する

平成30年3月厚生労働省老健局「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」より作成

高齢者虐待防止ネットワークの構築①

連携協力体制(法第16条)

市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

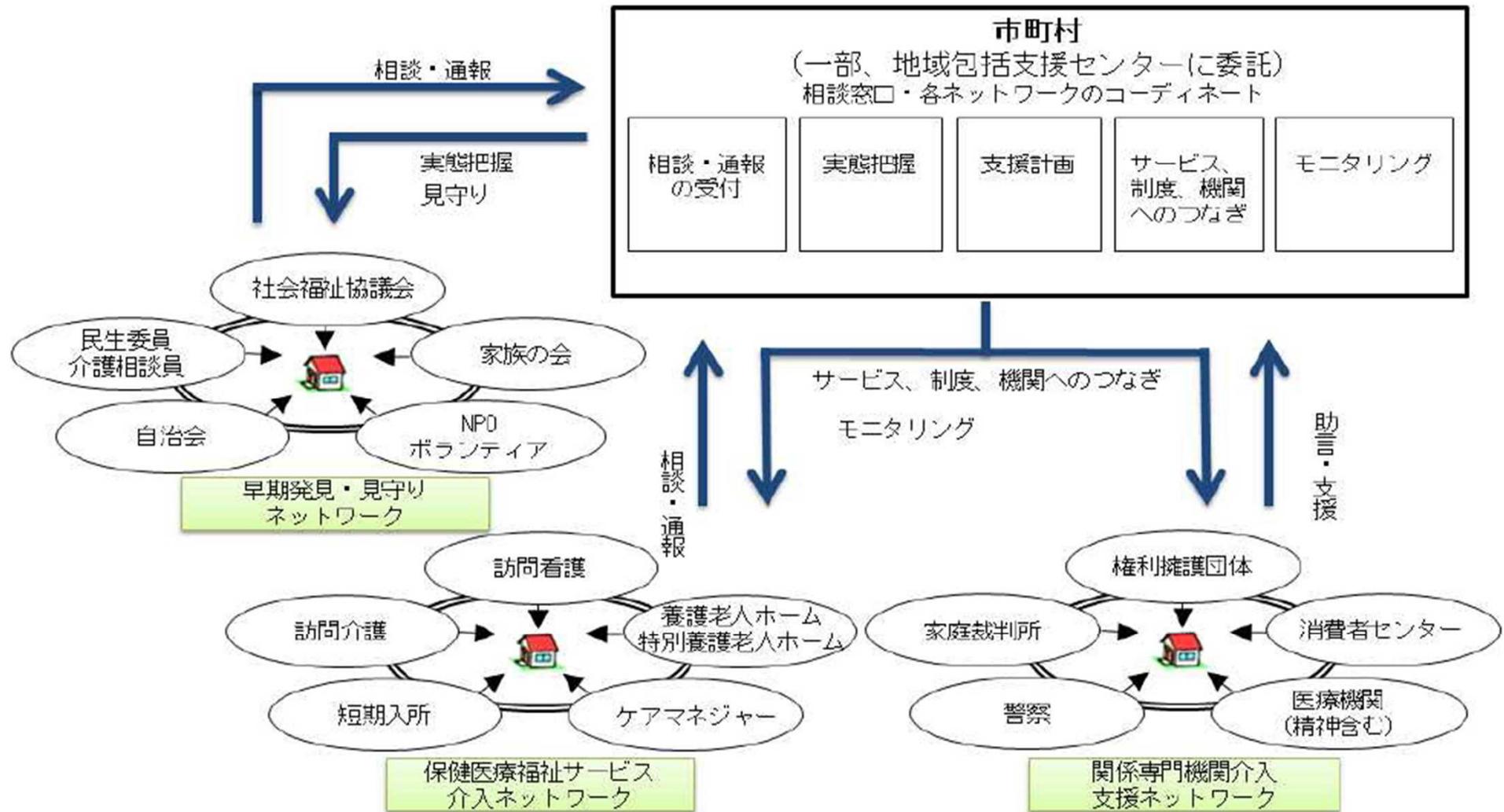
* 第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者(以下「高齢者虐待対応協力者」という。)(法第9条第1項抜粋)

* 地域包括支援センターは全てのネットワークの構成員(高齢者虐待対応協力者)である。

高齢者虐待防止ネットワーク	主な機能	構成員例 (高齢者虐待対応協力者)	備考
「早期発見・見守りネットワーク」	虐待防止 早期発見 見守り	民生委員、社会福祉協議会、人権擁護委員、自治会、老人クラブ、家族会、NPO・ボランティア団体、民間業者(新聞、郵便、宅配等)など	虐待だけでなく高齢者の孤立など生活の異変の早期発見・見守り事業として全国的に展開されている
「保健医療福祉サービス介入ネットワーク」	現に発生している虐待事例への具体的な対応支援	介護サービス事業所、居宅介護支援事業所、医療機関、保健センターなど	地域ケア会議や日常業務における連携が当該機能を担っている例有
「関係専門機関介入支援ネットワーク」	専門的な支援	警察、弁護士、保健所、精神科などに医療機関、権利擁護団体、消防、消費者センター、精神保健福祉センター、生活困窮者自立支援事業、認知症初期集中支援チームなど	市町村による権限発動(立入調査や被虐待者の保護等)に協力してもらう関係する機関が含まれていることが多い

高齢者虐待防止ネットワークの構築②

高齢者虐待防止ネットワーク構築例



※委託型の地域包括支援センターについても、市町村と綿密な連携を取り対応することが必要です。

障害者虐待防止対策の推進について (概要)

※詳細はP.60～参照。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布、平成24年10月1日施行)

目的

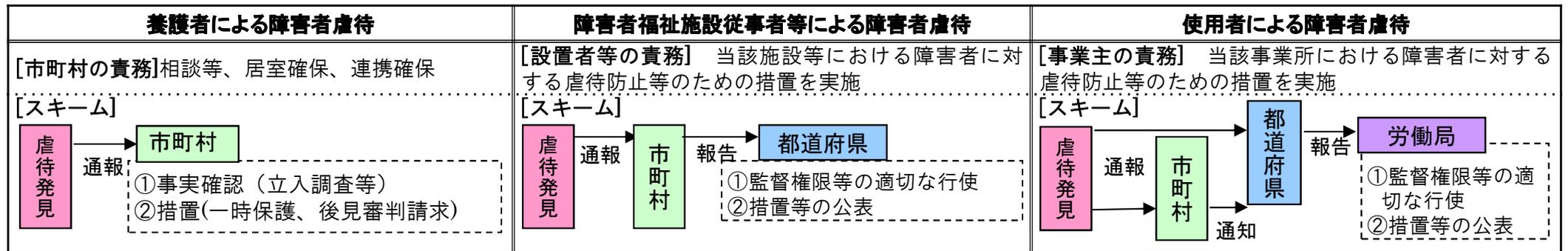
障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。
- 障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②放棄・放置、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

虐待防止施策

- 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。



- 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

検討

附則第2条

政府は、学校、保育所等、医療機関、官公署等における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方並びに障害者の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、障害者を訪問して相談等を行う体制の充実強化その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援等のための制度について、この法律の施行後三年を目途として、児童虐待、高齢者虐待、配偶者からの暴力等の防止等に関する法制度全般の見直しの状況を踏まえ、この法律の施行状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

障害者虐待防止ネットワークの構築

市町村における連携協力体制の整備(法第35条)

市町村は、養護者による障害者虐待の防止、養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、社会福祉法に定める福祉に関する事務所、その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による障害者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

※市町村は、～(中略)～、第三十五条の規定により当該市町村と連携協力する者(以下「市町村障害者虐待対応協力者」という。)とその対応について協議を行うものとする。(法第9条第1項抜粋)

障害者虐待防止ネットワーク	主な機能	構成員例 (障害者虐待対応協力者)
「虐待の予防、早期発見、見守りにつながるネットワーク」	地域の見守り	地域住民、民生児童委員、社会福祉協議会、知的障害者相談員、家族会等
「サービス事業所などによる虐待発生時の対応(介入)ネットワーク」	虐待発生時に素早く具体的な支援を行なう	障害福祉サービス事業者、相談支援事業者等
「専門機関による介入支援ネットワーク」	専門知識などを要する場合に援助を求める	警察、弁護士、精神科を含む医療機関、社会福祉士、権利擁護団体等

**参考：重層的支援体制整備事業について
（詳細）**

地域共生社会の実現に向けた取組 (重層的支援体制整備事業について)

令和3年4月

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課
地域共生社会推進室

目次

1 地域共生社会の実現に向けたこれまでの検討の経緯

2 地域共生検討会での議論・モデル事業の効果

3 重層的支援体制整備事業

4 支援フロー

5 財政支援の仕組み

(参考資料)

- ・「重層的支援体制整備事業」を実施する自治体一覧
- ・「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」を実施する予定の自治体一覧
- ・重層的支援体制整備事業と各分野との連携について

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

支え・支えられる関係の循環 ～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～



- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化

- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

地域における人と資源の循環 ～地域社会の持続的発展の実現～

- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域



農林



環境



産業



交通



「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯

- 平成27年9月 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)
多機関の協働による包括的支援体制構築事業(平成28年度予算)
- 平成28年6月 「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定)に地域共生社会の実現が盛り込まれる
7月 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
10月 地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の設置
12月 地域力強化検討会 中間とりまとめ
「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成29年度予算)
- 平成29年2月 社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案)を提出
「「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
5月 社会福祉法改正案の可決・成立 → 6月 改正社会福祉法の公布
※ 改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。
9月 地域力強化検討会 最終とりまとめ
12月 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
- 平成30年4月 改正社会福祉法の施行
令和元年5月 地域共生社会推進検討会(地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会)設置
7月 地域共生社会推進検討会 中間とりまとめ
12月 地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ
- 令和2年3月 社会福祉法等改正法案(地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案)を提出
6月 改正社会福祉法の可決・成立

※市町村における包括的な支援体制の構築に関する改正規定は令和3年4月施行

目次

- 1 地域共生社会の実現に向けたこれまでの検討の経緯
- 2 地域共生検討会での議論・モデル事業の効果**
- 3 重層的支援体制整備事業
- 4 支援フロー
- 5 財政支援の仕組み

(参考資料)

- ・「重層的支援体制整備事業」を実施する自治体一覧
- ・「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」を実施する予定の自治体一覧
- ・重層的支援体制整備事業と各分野との連携について

日本社会や国民生活の変化(前提の共有)

日本の福祉制度の変遷と現在の状況

- 日本の社会保障は、人生において典型的と考えられるリスクや課題を想定し、その解決を目的として、それぞれ現金給付や福祉サービス等を含む現物給付を行うという基本的なアプローチの下で、公的な保障の量的な拡大と質的な発展を実現してきた。
- これにより、生活保障やセーフティネットの機能は大きく進展し、社会福祉の分野では、生活保護、高齢者介護、障害福祉、児童福祉など、属性別や対象者のリスク別の制度が発展し、専門的支援が提供されるようになった。
- その一方で、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化(社会的孤立、ダブルケア・いわゆる8050)している。これらの課題は、誰にでも起こりうる社会的なリスクと言えるが、個性が極めて高く、対象者別の各制度の下での支援の実践において対応に苦慮している。

〈共同体機能の脆弱化〉

- 地域のつながりが弱くなり支え合いの力が低下するとともに、未婚化が進行するなど家族機能が低下
- 経済情勢の変化やグローバル化により、いわゆる日本型雇用慣行が大きく変化
血縁、地縁、社縁という、日本の社会保障制度の基礎となってきた「共同体」の機能の脆弱化

◆一方、地域の実践では、多様なつながりや参加の機会の創出により、「第4の縁」が生まれている例がみられる

〈人口減による担い手の不足〉

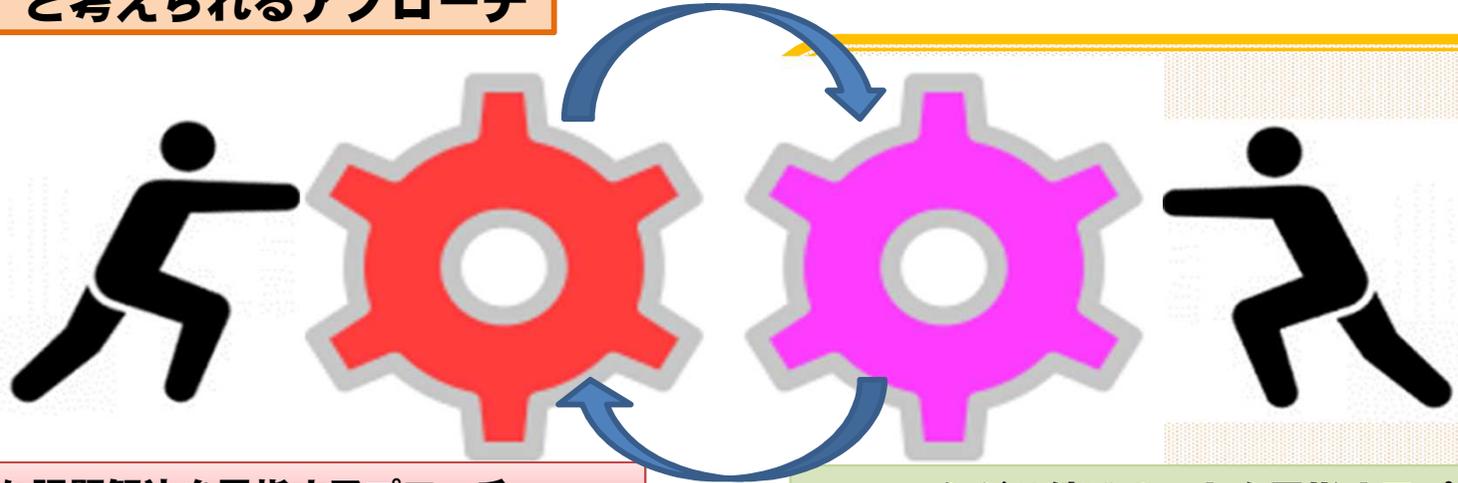
- 人口減少が本格化し、あらゆる分野で地域社会の担い手が減少しており、例えば、近年大規模な災害が多発する中で災害時の支援ニーズへの対応においても課題となるなど、地域社会の持続そのものへの懸念が生まれている
- 高齢者、障害者、生活困窮者などは、社会とのつながりや社会参加の機会に十分恵まれていない

◆一方、地域の実践では、福祉の領域を超えて、農業や産業、住民自治などの様々な資源とつながることで、多様な社会参加と地域社会の持続の両方を目指す試みがみられる

⇒制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域や一人ひとりの人生の多様性を前提とし、人と人、人と社会がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められている。

対人支援において今後求められるアプローチ

支援の“両輪”と考えられるアプローチ



具体的な課題解決を目指すアプローチ

- 本人が有する特定の課題を解決することを目指す
- それぞれの属性や課題に対応するための支援(現金・現物給付)を重視することが多い
- 本人の抱える課題や必要な対応が明らかな場合には、特に有効

つながり続けることを目指すアプローチ

- 本人と支援者が継続的につながることを目指す
- 暮らし全体と人生の時間軸をとらえ、本人と支援者が継続的につながり関わるための相談支援(手続的給付)を重視
- 生きづらさの背景が明らかでない場合や、8050問題など課題が複合化した場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合に、特に有効

共通の基盤

本人を中心として、“伴走”する意識

個人が自律的な生活を継続できるよう、本人の意向や取り巻く状況に合わせ、2つのアプローチを組み合わせることが必要。

伴走型支援と地域住民の気にかける関係性によるセーフティネットの構築

伴走型支援

- 一人ひとりが多様で複雑な問題に面しながらも、生きていこうとする力を高め(エンパワーメント)、自律的な生を支える支援
(※)自律・・・個人が主体的に自らの生き方を追求できる状態にあること
- 「支える」「支えられる」という一方向の関係性ではなく、支援者と本人が支援の中で人として出会うことで、互いに学び合い、変化する。



地域住民の気にかける関係性

- 一人ひとりの人生・生活は多様かつ複雑であり、社会に関わる経路は多様であることが望ましく、専門職による伴走支援のみを想定することは適切でない。
- 地域の実践では、専門職による関わりの下、地域住民が出会い、お互いを知る場や学び合う機会を通じて、地域住民の気にかける関係性が生じ広がっている事例が見られる。

セーフティネットの構築に当たっての視点

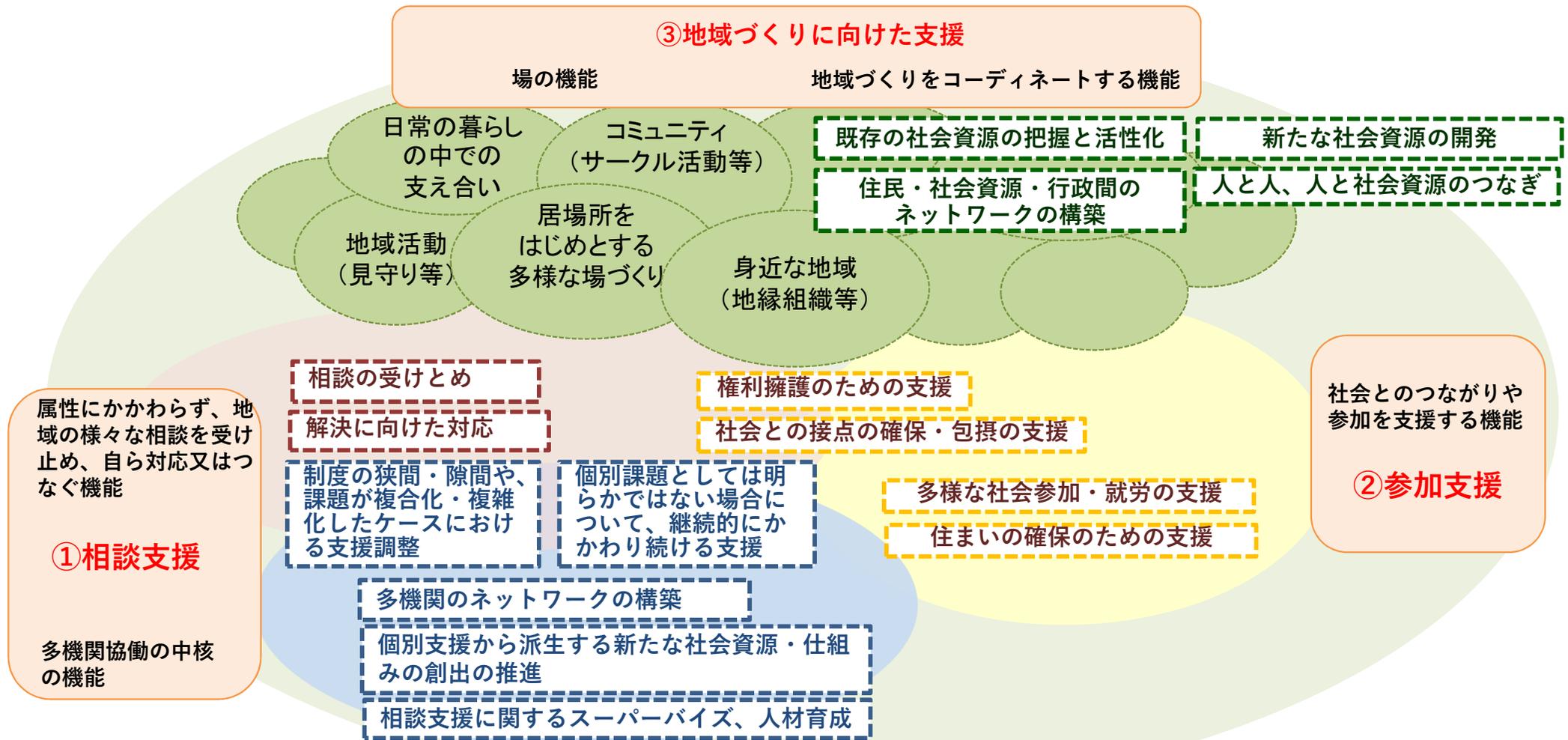
- 人と人とのつながりそのものがセーフティネットの基礎となる。
 - ー地域における出会いや学びの場を作り出し、多様なつながりや参加の機会が確保されることで、地域の中での支え合いや緩やかな見守りが生まれる
 - ー専門職による伴走型支援の普及や、地域に開かれた福祉の実践によって、個人と地域・社会とのつながりが回復し、社会的包摂が実現される
- これらが重なり合うことで、地域におけるセーフティネットが充実していく。
- 制度設計の際には、セーフティネットを構成する多様なつながりが生まれやすくするための環境整備を行う観点と、専門職等の伴走によりコミュニティにつなぎ戻していく社会的包摂の観点が重要。

複合・複雑化した支援ニーズに対応する市町村の断らない包括的な支援体制の整備

◆ 市町村が、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、以下の支援を一体的に実施する事業を創設

- ①相談支援(市町村による断らない相談支援体制)
- ②参加支援(社会とのつながりや参加の支援)
- ③地域づくりに向けた支援

◆ 本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。



<モデル事業（令和2年度まで実施）>

令和2年度予算：39億円
（令和元年度予算額：28億円）

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進

実施主体：市町村（200→250か所）
補助率：3/4

相談支援（地域の様々な相談を包括的に受け止める場の確保・多機関の協働による包括的支援）、参加支援、地域づくりに向けた支援の3つの機能を一体的に実施

住民に身近な圏域

（1）地域の様々な相談の受け止め・地域づくり

◆地域の様々な相談を包括的に受け止める場の確保

- 地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、NPO法人等
- 地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業等

◆地域づくり（個別分野の地域づくり関連の事業と連携し実施）

※ 自治体内の関係部局や現行の事業受託団体間での協議・調整を行い、新たな事業計画を立てた上で事業を試行するといった立ち上げ的事业（取組例）地域の多様な関係者によるプラットフォームの形成・運営



市町村域等

（2）多機関の協働による包括的支援・参加支援

◆多機関の協働による包括的支援

- 複合化・複雑化した課題等に寄り添い的確に対応するため、各制度ごとの相談支援機関の総合的なコーディネート等を行う相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築

◆参加支援

- 相談の中で明らかとなった既存の支援制度ではカバーされないニーズに対し、就労支援、居住支援等を実施（取組例）生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にない世帯のひきこもり状態にある者を受け入れる取り組み



（3）包括的支援体制への移行に係る調査事業

- ・包括的支援体制への移行に向けた各市町村の状況に適した体制構築の検討

モデル事業の効果 -1

- 各市町村から様々な**モデル事業の効果**が挙げられている
- 各分野が連携して取り組む重層的支援体制整備事業を実施する際も、同様の効果が期待できるものと考えられる。

➤ **職員の意識変化が生じた・意識が高まった** (高石市、太子町、芦屋市、たつの市、明石市、王寺町、和歌山県、倉敷市)

- ・相談がないケースに対してアウトリーチや自立相談支援の周知等支援者側からの働きかけが必要との認識 (芦屋市)
- ・「対応する制度がないから対応しない」ではなく、**まずは受け止め・関わりをつくること重要という姿勢に変わった (明石市、大田市、山形市)**
- ・**世帯全体の課題を捉えようとする視点に変わった (北栄町、長久手市)**
- ・**町全体の課題として考え、課題解決に向き合うようになった (王寺町)**
- ・多機関で検討しようという意識に変わった (和歌山県)
- ・多職種で解決することを考えるようになった (関市)
- ・各課の事業が見える化され、後方支援を行う意識ができた (桑名市)
- ・**縦割り意識が少なくなった (佐賀市)**

➤ **相談件数・支援件数の増加** (芦屋市、長門市、伊勢市、伊賀市、大湊村)

- ・窓口を設置することにより、相談があがってくるようになった (長門市)

➤ **世帯として課題を抱えているケースの顕在化** (亀山市、池田市)

- ・分野ごとの業務紹介・事例検討の実施により複合的な課題を抱える世帯の存在・実態がわかるようになった (池田市)

➤ **連携会議が設置・開催された** (松江市、西表島、鳥羽市)

- ・複合的な課題を有するケースに対する支援会議が開催されるようになった (松江市)
- ・定期的な情報交換会を開催 (西表島)
- ・地域共生ケース会議を設置し、ケースのまとめ役を置く形とした (鳥羽市)

モデル事業の効果 -2

➤ 分野（部署、専門性）を超えた連携ができるようになった（市町村多数）

- ・教育と福祉の連携により課題を共有できた（豊中市）
- ・エリアディレクター会議を中心に、教育委員会と福祉部の情報共有が進んだ（名張市）
- ・（分野を超えた）担当者同士のつながりができた（池田市、琴平町）
- ・社協が中心となることで縦割りの弊害がなく、途切れない支援体制が構築できた（太子町）
- ・既存の相談機関が把握していた複合問題ケースについてのつながりが増えた（阪南市）
- ・相談支援機関からの相談・照会が増えた（桑名市、石巻市）
- ・個別ケース会議の開催・参加への協力が得られやすくなった（御浜町、中土佐町）
- ・在宅福祉系連携会議により連携が活性化し、情報共有が進んだ（八女市）
- ・関係機関の役割分担が明らかになった（大阪市）
- ・研修（会）の開催につながった（宝塚市、浜松市、いなべ市）
- ・支援困難事例を適切な支援につなげることができた
- ・課題解決の方向性が確認できた、SVの助言により支援が円滑に進んだ（大阪市）
- ・企業・団体等とともに職業体験ができる場「こえる場！」の開拓をはじめた（芦屋市）

➤ 副次的な効果

- ・職場の雰囲気よくなった（今別町）
- ・**他分野の政策（公共交通、住宅等）に福祉部門の意見が求められるようになった**（矢巾町）
- ・地域の互助組織ができた／交流が増えた
 - ＊地域の住民同士の互助組織「おすそわけ隊」が発足した（東浦町）
 - ＊防災となり組や集落活動センター・あったかふれあいセンター等の地域の拠点施設やその職員との交流が増えた（佐川町）

※ モデル事業の効果とともに、課題として挙げられたもの

- ・会議が増加した（高石市、名張市）
- ・対応が進むまで、担当課が抱える案件が増えてしまう（豊田市）
- ・解決に至らず、見守り継続等の対応となる案件が増えてしまう／どこまで関わるべきかがわからない（遠野市）

モデル事業の効果 -3

● モデル事業の実施によって対応できるようになったケースとして挙げられた具体例（一例）

- ・手帳を有していない精神障がい者などがある世帯で家族の支援が得られないケース（亀山市）
- ・8050問題（豊中市、呉市、郡山市）
- ・ひきこもり状態にある方・社会的孤立のケース（阪南市、芦屋市）
- ・相談がないケースに対してアウトリーチや自立相談支援の周知等支援者側からの働きかけができた（芦屋市）
- ・本人の同意がなかなかとれないケース、SOSの発信がないケース（山形市）
- ・認知症初期の方々（大牟田市）
- ・認知症本人ミーティングを立ち上げ、本人の声を聞ける場をつくったことで柔軟性が増した（大牟田市）
- ・離婚、DV等含む家庭内不和に関する相談（高千穂町）
- ・ごみ屋敷の相談（高千穂町）
- ・アルコール問題を有しているケース（宇多津町）
- ・親亡き後の障害者ケース（富山市）

目次

- 1 地域共生社会の実現に向けたこれまでの検討の経緯
- 2 地域共生検討会での議論・モデル事業の効果
- 3 重層的支援体制整備事業**
- 4 支援フロー
- 5 財政支援の仕組み

(参考資料)

- ・「重層的支援体制整備事業」を実施する自治体一覧
- ・「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」を実施する予定の自治体一覧
- ・重層的支援体制整備事業と各分野との連携について

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

- **地域住民が抱える課題が複雑化・複合化（※）する中、従来の支援体制では課題がある。**（※）一つの世帯に複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）、世帯全体が孤立している状態（ごみ屋敷など）
 - ▼ 属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 - ▼ 属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業（「重層的支援体制整備事業」）の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、**相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるように、交付金を交付**する。

（参考）モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208

新たな事業の全体像

I 相談支援

包括的な相談支援の体制

- ・ 属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・ 多機関の協働をコーディネート
- ・ アウトリーチも実施

I～IIIを通じ、
・継続的な伴走支援
・多機関協働による支援を実施

II 参加支援

- ・ 既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
- ・ 既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応（既存の地域資源の活用方法の拡充）

（狭間のニーズへの対応の具体例）

就労支援

見守り等居住支援

生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態になりひきこもり状態の者を受け入れる 等

⇒新たな参加の場が生まれ、地域の活動が活性化

III 地域づくりに向けた支援

住民同士の顔の見える関係性の育成支援

- ・ 世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- ・ 多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート

相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が一貫して、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、**高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。**

現行の仕組み

高齢分野の相談・地域づくり

障害分野の相談・地域づくり

子ども分野の相談・地域づくり

生活困窮分野の相談・地域づくり

重層的支援体制

属性・世代を問わない相談・地域づくりの実施体制

※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。
 (ア) 狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
 (イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる
 (ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる

重層的支援体制整備事業について（社会福祉法第106条の4第2項）

○重層的支援体制整備事業の内容については、以下の通り規定。

①新事業の3つの支援について、第1号から第3号までに規定。

②3つの支援を支えるものとして、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働、支援プランの作成を4号から第6号に規定。

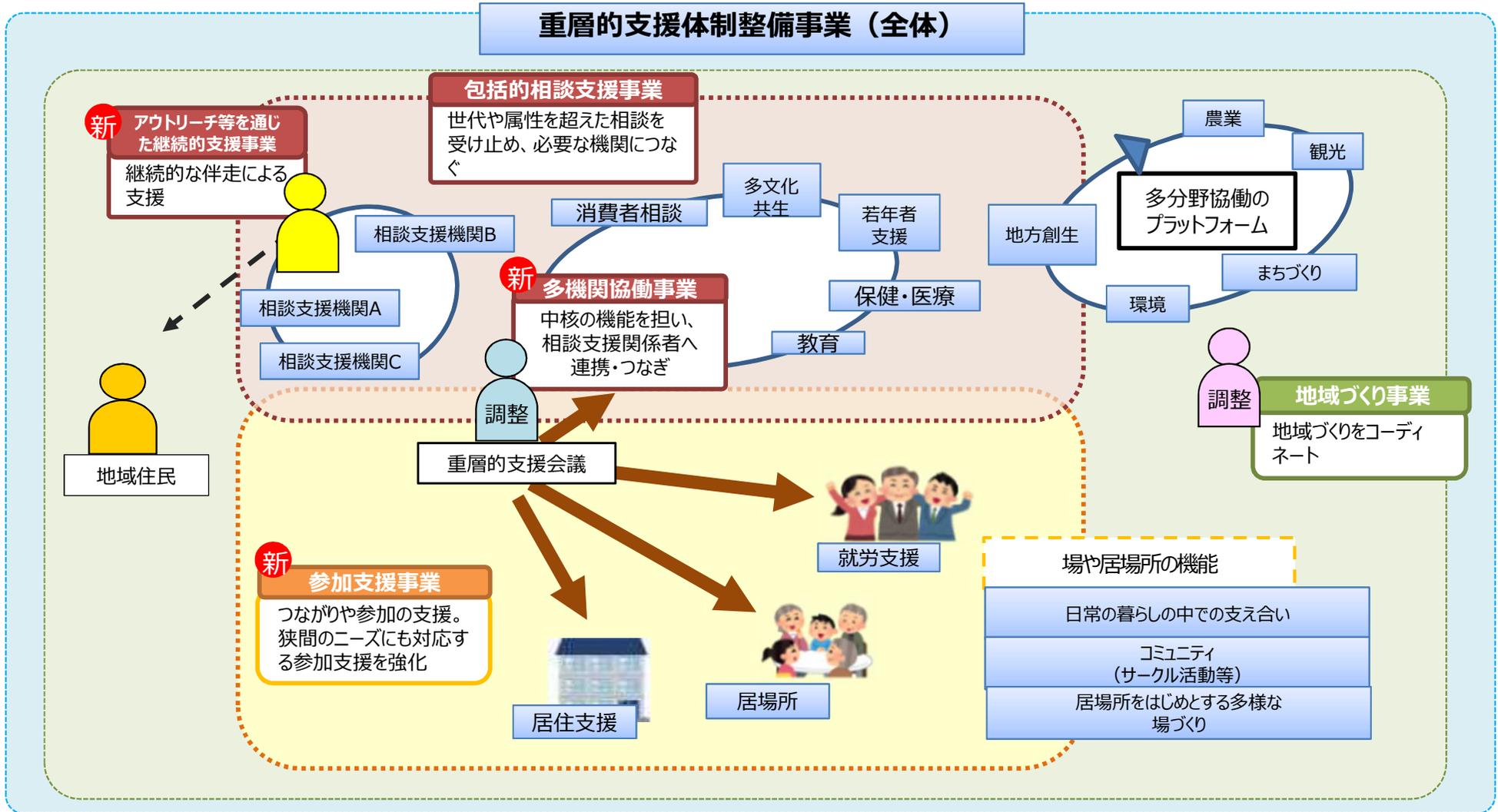
		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援 包括的相談支援事業	【介護】 地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】 障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】 利用者支援事業
	ニ		【困窮】 自立相談支援事業
第2号	参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新	
第3号	イ	地域づくりに向けた支援 地域づくり事業	【介護】 一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】 生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】 地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】 地域子育て支援拠点事業
第4号	アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新	
第5号	多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新	
第6号	支援プランの作成（※）	新	

（注）生活困窮者の共助の基盤づくり事業は、第3号柱書に含まれる。

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、**市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築**していく。



目次

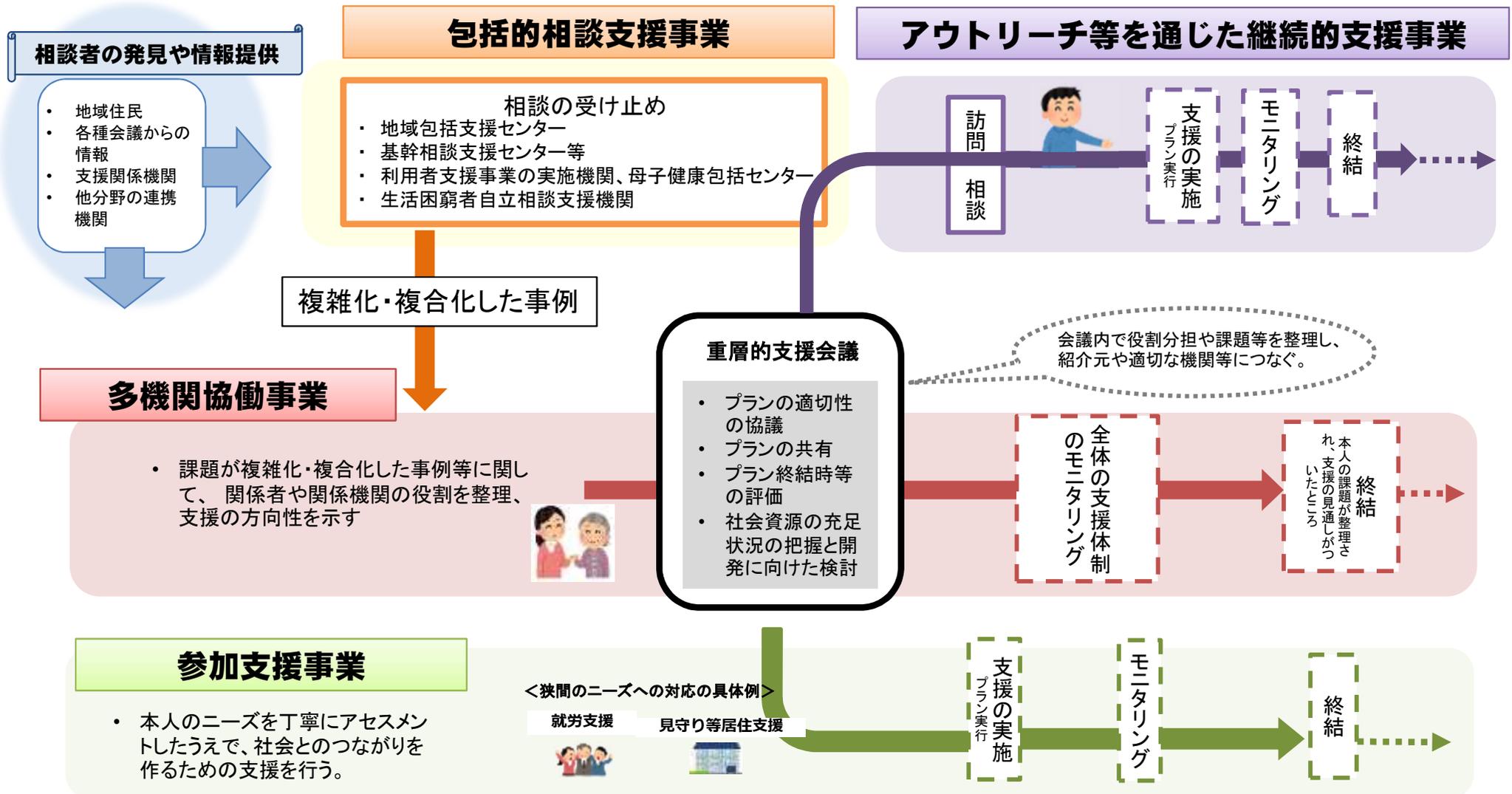
- 1 地域共生社会の実現に向けたこれまでの検討の経緯
- 2 地域共生検討会での議論・モデル事業の効果
- 3 重層的支援体制整備事業
- 4 支援フロー**
- 5 財政支援の仕組み

(参考資料)

- ・「重層的支援体制整備事業」を実施する自治体一覧
- ・「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」を実施する予定の自治体一覧
- ・重層的支援体制整備事業と各分野との連携について

重層的支援体制整備事業の支援フロー(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。
- 包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は多機関協働事業につなぐ。
- 多機関協働事業は、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し重層的支援会議に諮る。
- 重層的支援会議を通じて、関係機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークをつくることを目指す。
- また、必要に応じてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業につないでいく。



※ 重層的支援会議で検討した結果、包括的相談支援事業が引き続き主担当として支援すべき案件であるとなった場合には、包括的相談支援事業に戻すこともある。
 ※ アウトリーチ等事業は支援の性質上、多機関協働事業が関わる前から支援を開始することもある。

包括的相談支援事業とは

(社会福祉法第106条の4第2項第1号)

- **属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める**
各相談支援事業者は、相談者の属性・世代・相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供などを行う。
- **支援機関のネットワークで対応する**
受け止めた相談のうち、単独の相談支援事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行う。
- **複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ**
また、受け止めた相談のうち、課題が複雑化・複合化しており、支援関係機関間の役割分担の整理が必要な事例の場合には、多機関協働事業につなぎ、各種支援機関等と連携を図りながら支援を行う。

多機関協働事業とは

(社会福祉法第106条の4第2項第5号)

○ 市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する

多機関協働事業は、重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるなど、**既存の相談支援機関をサポートし、市町村における包括的な支援体制を構築できるよう支援する。**

○ 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす

重層的支援体制整備事業の支援の進捗状況等を把握し、必要があれば既存の相談支援機関の専門職に助言を行うなど、**市町村全体の体制として伴走支援ができるように支援する。**

○ 支援関係機関の役割分担を図る

単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める。

※支援プランの作成（社会福祉法第106条の4第2項第6号）は、多機関協働事業と一体的に実施。

「重層的支援会議」と「支援会議」について

重層的支援会議

- 重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業の中で規定される会議であり、**関係機関との情報共有にかかる本人同意を得たケースに関して、当該ケースのプランを共有したり、プランの適切性を協議する**ところである。
- 具体的には、主に次の4つの役割を果たすものである。
 - ・ プランの適切性の協議
 - ・ 支援提供者によるプランの共有
 - ・ プラン終結時等の評価
 - ・ 社会資源の充足状況の把握と開発にむけた検討

支援会議（第106条の6）

- 支援会議は、**会議の構成員に対する守秘義務を設け、構成員同士が安心して潜在的な課題を抱える人に関する情報の共有等を行うことを可能とすることにより、地域において関係機関等がそれぞれ把握していながらも支援が届いていない個々の事案の情報の共有や地域における必要な支援体制の検討を円滑にするもの**である。
- 支援会議の構成員の役割は、次のとおり。
 - ・ 気になる事案の情報提供・情報共有
 - ・ 見守りと支援方針の理解
 - ・ 緊急性がある事案への対応
- 支援会議は、支援する側の事務を円滑に行うために開催するものではない。**あくまで潜在的な相談者に支援を届けるために行う**ものであり、とりわけ、自ら支援を求めることが困難な人や支援が必要な状況にあるにも関わらず支援ができていない人へ支援を行うために開催するものである。

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業とは

(社会福祉法第106条の4第2項第4号)

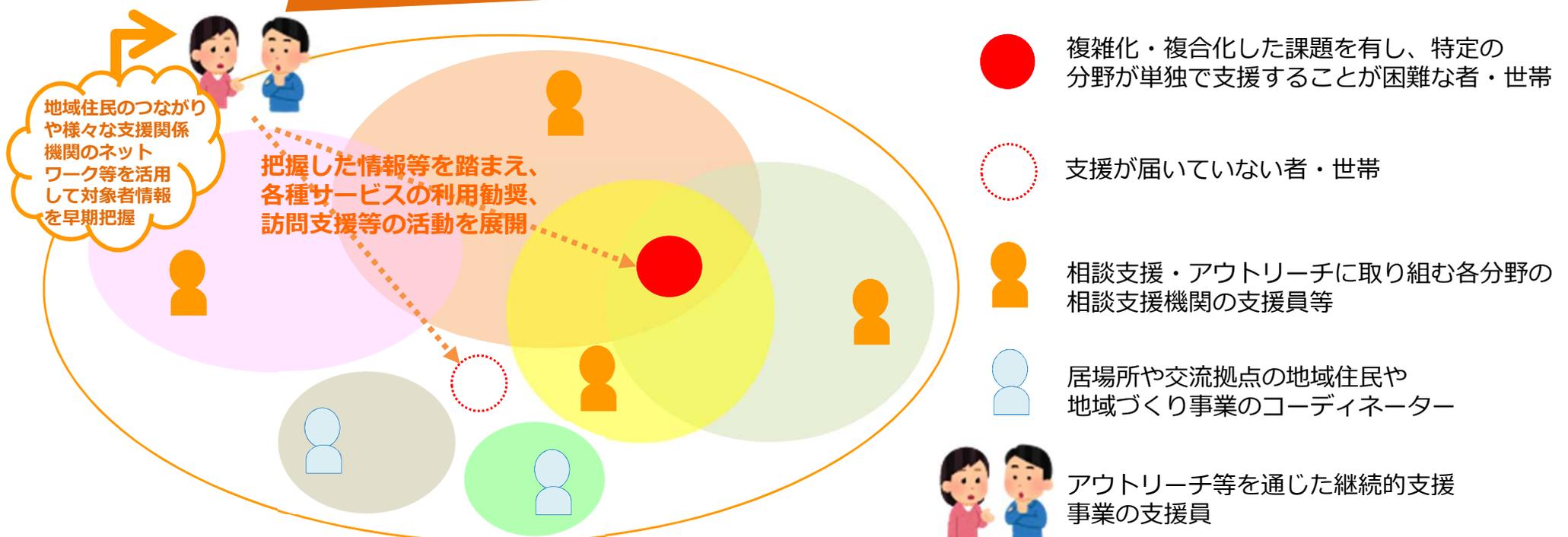
- **支援が届いていない人に支援を届ける**
複数分野にまたがる複合化・複雑化した課題を抱えているために、**必要な支援が届いていない人に支援を届ける。**
- **各種会議、関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりの中から潜在的な相談者を見つける**
各種会議、支援関係機関との連携を通じて、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集するとともに、**地域住民とのつながりを構築する中でニーズを抱える相談者を見つける。**
- **本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く**
本人と直接対面したり、継続的な関わりを持つために、**信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけ**を行う。

※ 例えば、ひきこもりの状態にある人の場合には、継続的に本人に手紙を残したり、興味・関心に合わせた情報提供を行うほか、家族との関係性に配慮したうえで、家族支援を通じて本人と関わる糸口を見付けるといった支援が考えられる。

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の対象者の考え方

- 介護・障害・子育て・生活困窮分野で取り組まれているアウトリーチと協働・役割分担をしつつ、重層的支援体制整備事業において取り組むアウトリーチは特定の分野を持たず、**すべての住民を対象**とする
- 複雑化・複合化した課題を有し、**特定の分野が単独で支援することが困難な者・世帯を主な対象**として想定
- 支援が届いていない者・世帯が抱える問題が深刻化する前に、必要な支援につなげていくため、**地域住民のつながりや様々な相談支援機関等のネットワーク等を十分に活用して対象者情報を早期把握**

複雑化・複合化した課題を有する者・世帯、支援が届いていない者・世帯を早期に把握し、必要な支援を届けるための活動を展開



参加支援事業とは

(社会福祉法第106条の4第2項第2号)

○ 社会とのつながりを作るための支援を行う

各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、**地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援**を行う。

○ 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる

利用者のニーズや課題など丁寧に把握し、地域の社会資源との間をコーディネートし、**本人と支援メニューのマッチング**を行う。

また、新たに社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューをつくる。

○ 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う

本人と支援メニューをマッチングしたのち、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップをする。

また、受け入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っていることがある場合にはサポートをする。

(参加支援事業の取組例)

- 生活困窮者の就労支援施設において、経済的な困窮状態にないひきこもり状態に対して就労支援（就労準備支援）を実施する
- 就労継続支援B型の事業所において、障害福祉サービスの対象とならないひきこもり状態の者への就労支援を実施する
- 商店や農業などの作業の場を開拓し、中間的就労の場としてコミュニケーションが苦手な人の社会参加の場として活用する

地域づくり事業とは

(社会福祉法第106条の4第2項第3号)

○ 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する

地域の社会資源を幅広くアセスメントしたうえで、**世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所**を整備する。

○ 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする

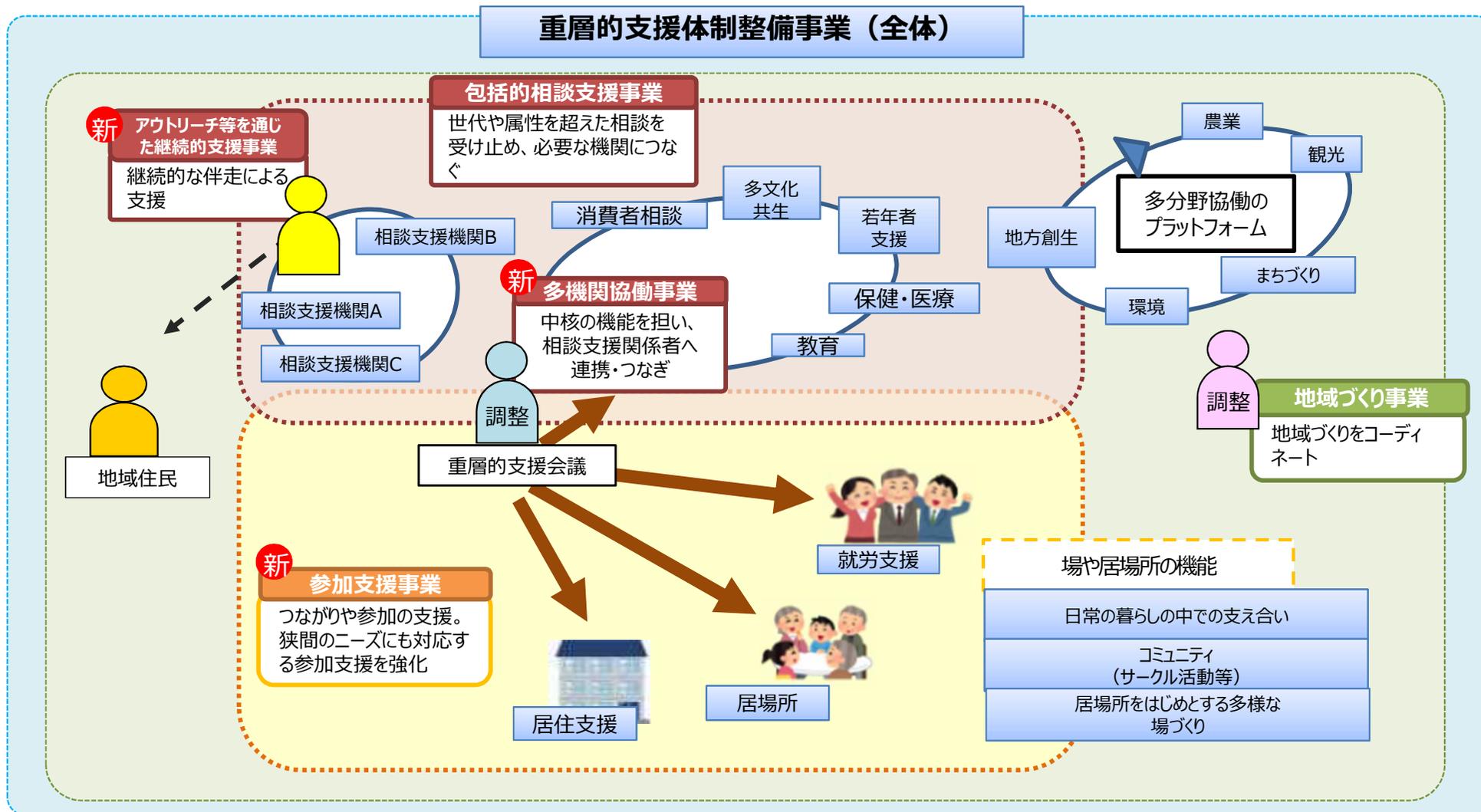
地域で実施されている個別の活動や人を把握し、住民に身近な圏域を中心として**「人と人」「人と居場所」**などをつなぎ合わせる。

また、市町村域などのより広い圏域のでもコーディネートを行い、交流・参加・学びが生まれ、さらに広がるよう働きかける。

○ 地域のプラットフォームの促進を通じて、地域における活動の活性化を図る

多様な地域づくりの担い手が出会い、学び合うプラットフォームを促進することで、地域における活動の活性化や発展を図る。

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、**市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築**していく。



目次

- 1 地域共生社会の実現に向けたこれまでの検討の経緯
- 2 地域共生検討会での議論・モデル事業の効果
- 3 重層的支援体制整備事業
- 4 支援フロー
- 5 財政支援の仕組み**

(参考資料)

- ・「重層的支援体制整備事業」を実施する自治体一覧
- ・「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」を実施する予定の自治体一覧
- ・重層的支援体制整備事業と各分野との連携について

相談支援等の事業の一体的実施に当たっての課題（自治体職員へのヒアリング結果）

A町	<ul style="list-style-type: none"> 直営の地域包括支援センターで、総合的な相談対応を含め、業務量を按分して費用を支出。 正職員のうち、保健センターや地域支援事業（介護予防事業）を担当する保健師は地方交付税、その他の正職員は単費で対応。 <p>⇒会計検査において、地域支援事業（包括的支援事業）とその他の事業を明確に分けているかとの質問があったことから、毎月の業務実績に応じて業務量と財源を按分。</p>
B市	<ul style="list-style-type: none"> 市内3ヶ所のうち1ヶ所の地域包括支援センター（委託型）を高齢・障害・生活困窮等を対象とした共生型で運営。 共生型にするにあたり、地域包括支援センターの職員に高齢者以外の相談対応に要する時間を計るため、<u>2ヶ月間タイムスタディ調査を実施</u>。高齢者以外の相談に要する費用を一般会計（多機関の協働による包括的支援体制構築事業の補助金）から支出。 <p>⇒介護保険特別会計と一般会計から費用を支出しているため、按分に関する事務的な負担がある。また、共生型の相談体制を進める上で、各分野の交付金が分かれているために実績報告の事務処理や情報共有が所管課をまたぐ状況となっており煩雑さが見られる。</p>
C市	<ul style="list-style-type: none"> 市役所内に全世代対象型の「福祉総合相談課」を開設。地域包括支援センターの機能を内包しており、同センターに位置づけられた職員が高齢者以外の相談対応も実施。 <p>⇒会計検査により、「国からの交付金は、65歳以上の高齢者を対象とした地域包括支援センターとしての業務に対してのみ支給されるものであり、交付金の対象になっている職員については、地域包括支援センター以外の業務に従事させてはならない」と指摘を受けたため、現在は各種相談支援機関の機能を明確に分ける体制に変更。</p>

重層的支援体制整備事業にかかる財政措置について

重層的支援体制整備事業の創設について

- 住民が抱える課題が複雑化・複合化する中で、従来の高齢者、障害者、子ども・子育て世帯、生活困窮者など、属性毎に区切られた支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難となっている。
- **市町村では、属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度における国庫補助金等の目的外使用との指摘を避けるために事業実績に応じた経費按分が必要になるなど事務負担が課題**となっていた。
- そのため、複雑化・複合化したニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「Ⅰ相談支援」、「Ⅱ参加支援」、「Ⅲ地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を創設する。
- 重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、**さまざまな課題を有する者の支援について、市町村が創意工夫をもって円滑に実施できる体制を整備するため、従来、各分野毎に行われていた相談・地域づくりに関連する事業にかかる補助を一体的に執行できるよう「重層的支援体制整備事業交付金」を交付することとする。**

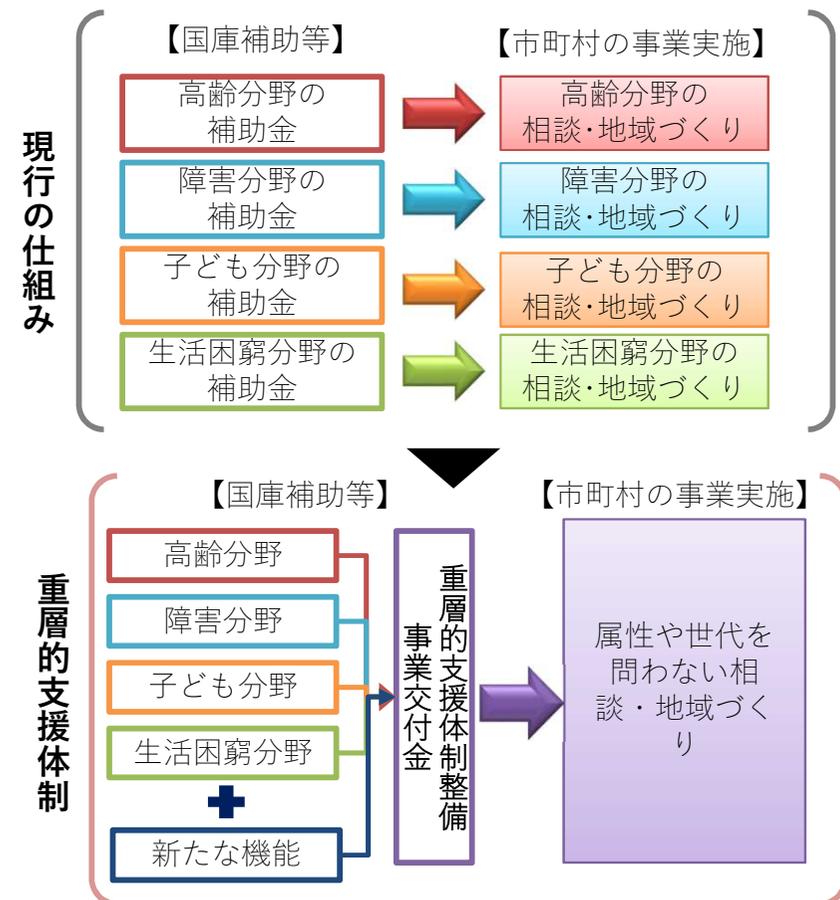
重層的支援体制整備事業交付金について

- 「重層的支援体制整備事業交付金」については、
 - ① **介護、障害、子ども、生活困窮の分野の相談支援や地域づくりにかかる既存事業(※)の補助金を一体化するとともに、**
 - ② **参加支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働といった、重層的支援体制の強化に資する新たな機能を追加して一括して交付する。**

※ 相談支援:【介護】地域包括支援センター、【障害】障害者相談支援事業、【子ども】利用者支援事業、【困窮】自立相談支援事業

地域づくり:【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの(通いの場を想定)、生活支援体制整備事業、【障害】地域活動支援センター事業、【子ども】地域子育て支援拠点事業、【困窮】共助の基盤づくり事業

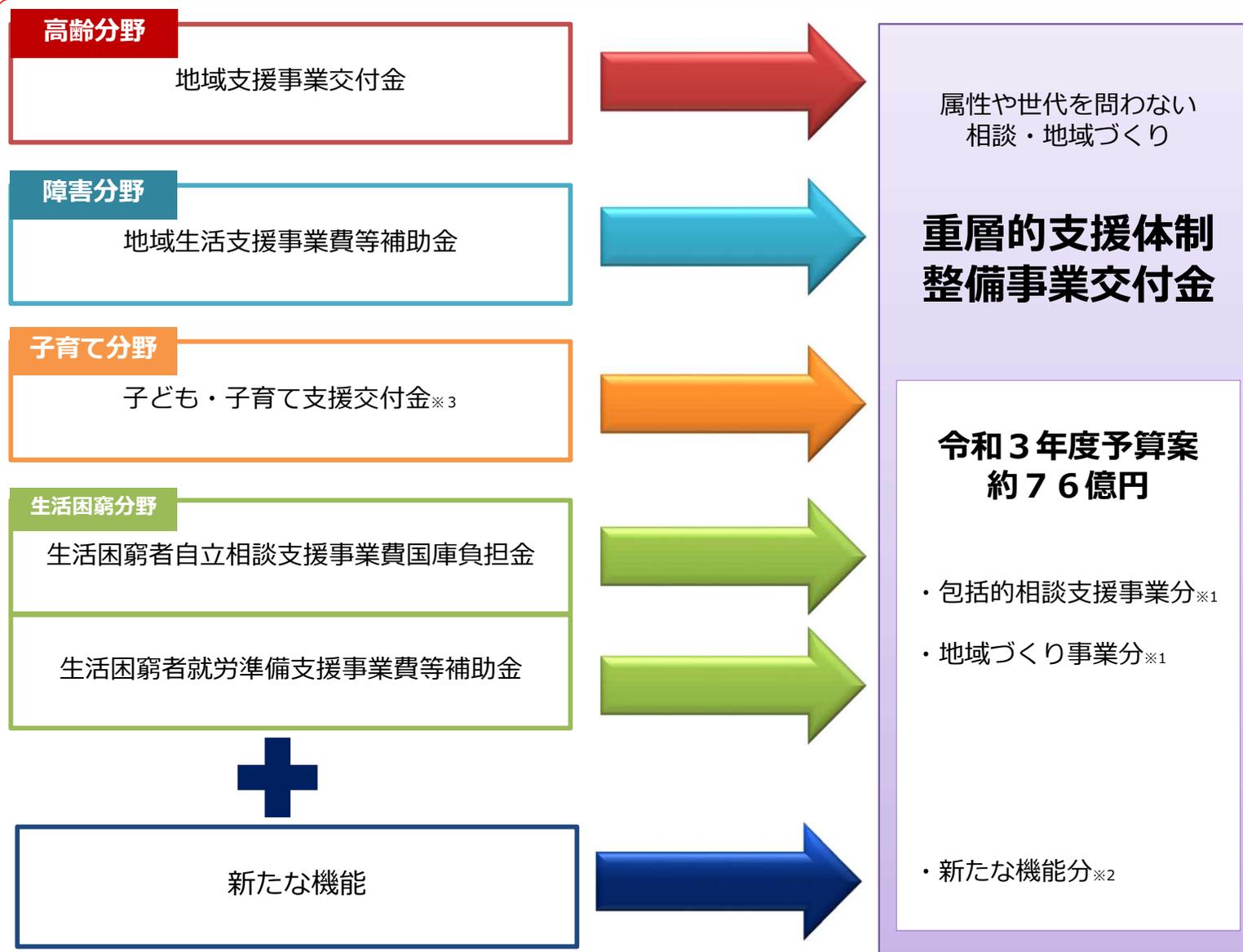
- **既存事業分について、財政保障の水準を維持する観点から、国、都道府県、市町村の費用負担割合や補助基準額は、それぞれの制度における現行の規定と同様とする。**



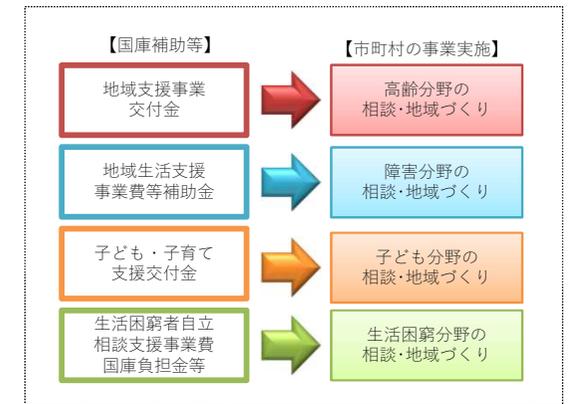
(令和3年度予算) 重層的支援体制整備事業交付金の創設について

○重層的支援体制整備事業交付金は、高齢、障害、子育て、生活困窮分野の相談支援や地域づくりにかかる既存事業^{※1}の補助金等を一体化するとともに、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援といった新たな機能^{※2}を追加して一括して交付する。

重層的支援体制整備事業 (実施は市町村の任意)



(参考：現行の仕組み)



<※1 既存事業について>

- 包括的相談支援事業
 - ・高齢 (地域包括支援センターの運営)
 - ・障害 (基幹相談支援センター等機能強化事業等)
 - ・子育て (利用者支援事業)
 - ・生活困窮 (生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業)

○地域づくり事業

- ・高齢 (地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業)
- ・障害 (地域活動支援センター機能強化事業)
- ・子育て (地域子育て支援拠点事業)
- ・生活困窮 (生活困窮者の共助の基盤づくり事業)

<※2 新たな機能について>

- ・多機関協働事業
- ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- ・参加支援事業

<※3 子育て分野の予算計上について>

- ・子ども・子育て支援交付金は内閣府計上
- ・重層的支援体制整備事業交付金については、内閣府から予算を移管し、厚生労働省へ計上

地域共生社会の実現に向けた地域づくり

令和3年度予算
116億円

【重層的支援体制整備事業】 令和3年度予算:76億円

○ 令和2年6月に改正された社会福祉法に基づき、市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施する。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
包括的相談支援事業	○ 以下の事業に必要な経費 ・地域包括支援センターの運営（介護分野） ・基幹相談支援センター等機能強化事業等（障害分野） ・利用者支援事業（子ども・子育て分野） ・生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業（生活困窮分野）	市町村	各法に基づく負担率・補助率
地域づくり事業	○ 以下の事業に必要な経費 ・地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業（介護分野） ・地域活動支援センター機能強化事業（障害分野） ・地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て分野） ・地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業（生活困窮分野）	市町村	各法等に基づく負担率・補助率
多機関協働事業等	○ 多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業に必要な経費	市町村	国:3/4（※） 市町村:1/4

※ 多機関協働事業等の負担割合は、制度施行当初の移行準備期間としての措置。令和5年度以降、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とすることを検討。

【その他（重層的支援体制整備事業への移行準備等）】 令和3年度予算:40億円

○ 市町村における重層的支援体制整備事業の実施に向けた移行準備、都道府県による市町村への後方支援、本事業に従事する者等の人材養成を行う。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
重層的支援体制整備事業への移行準備事業	○ 新事業への移行準備のために必要な経費	市町村	国:3/4 市町村:1/4
重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業	○ 都道府県による市町村の新事業への移行促進、重層的支援体制構築に向けた後方支援を実施するために必要な経費	都道府県	国:3/4 都道府県:1/4
重層的支援体制構築推進人材養成事業	○ 新事業の実施市町村、都道府県、新事業の従事者等を対象とした人材養成に必要な経費	国	（委託費）

目次

- 1 地域共生社会の実現に向けたこれまでの検討の経緯
- 2 地域共生検討会での議論・モデル事業の効果
- 3 重層的支援体制整備事業
- 4 支援フロー
- 5 財政支援の仕組み

(参考資料)

- ・「重層的支援体制整備事業」を実施する自治体一覧
- ・「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」を実施する予定の自治体一覧
- ・重層的支援体制整備事業と各分野との連携について

令和3年度 重層的支援体制整備事業 実施自治体

北海道	七飯町
	妹背牛町
	鷹栖町
	津別町
岩手県	遠野市
	矢巾町
秋田県	大館市
埼玉県	川越市
	鳩山町
千葉県	松戸市
	市原市
東京都	世田谷区
	八王子市
神奈川県	逗子市
富山県	氷見市
石川県	小松市
福井県	坂井市
長野県	飯田市
愛知県	岡崎市
	豊田市
	東海市
	大府市
	長久手市

三重県	伊勢市
	名張市
	鳥羽市
	伊賀市
滋賀県	御浜町
	長浜市
	守山市
大阪府	米原市
	豊中市
	大阪狭山市
和歌山県	和歌山市
鳥取県	北栄町
島根県	松江市
	大田市
	美郷町
広島県	廿日市市
愛媛県	宇和島市
福岡県	久留米市
大分県	津久見市

令和3年度 重層的支援体制整備事業 移行準備事業 実施予定自治体

北海道	札幌市	群馬県	太田市	新潟県	新潟市	三重県	松阪市	鳥取県	米子市	佐賀県	佐賀市	
	旭川市		館林市		三条市		桑名市		倉吉市		長崎市	
	厚真町		上野村		村上市		鈴鹿市		八頭町		五島市	
	広尾町		みなかみ町		関川村		亀山市		湯梨浜町		佐々町	
青森県	平内町	埼玉県	玉村町	富山県	富山市	滋賀県	大津市	島根県	琴浦町	熊本県	熊本市	
	今別町		さいたま市	高岡市	彦根市		出雲市		山鹿市			
	蓬田村		狭山市	金沢市	近江八幡市		岡山市		菊池市			
	外ヶ浜町		草加市	輪島市	栗東市		総社市		宇城市			
	鱒ヶ沢町		越谷市	白山市	甲賀市		美作市		合志市			
	西目屋村		和光市	能美市	野洲市		西栗倉村		大津町			
	藤崎町		日高市	野々市市	高島市		広島市		菊陽町			
	大鱒町		ふじみ野市	越前市	東近江市		呉市		御船町			
	田舎館村		川島町	美浜町	亀王町		竹原市		益城町			
	板柳町		木更津市	山梨県	甲州市		尾道市		中津市			
岩手県	盛岡市	千葉県	八千代市	長野県	長野市	京都府	京田辺市	大分県	大竹市	宮崎県	竹田市	
	岩泉町		君津市		伊那市		精華町		東広島市		杵築市	
宮城県	仙台市	東京都	浦安市	岐阜県	下諏訪町	大阪府	堺市	山口県	下関市	宮崎県	九重町	
	涌谷町		墨田区		富士見町		茨木市		宇部市		延岡市	
	南三陸町		目黒区		原村		八尾市		長門市		日向市	
秋田県	能代市		中野区	朝日村	静岡県	飯綱町	兵庫県	寝屋川市	徳島県	美祢市	宮崎県	三股町
	湯沢市		杉並区	飯綱町		高石市		徳島市		都農町		
	鹿角市		豊島区	岐阜市		阪南市		小松島市		美郷町		
	由利本荘市		江戸川区	大垣市		熊取町		宇多津町		高千穂町		
	井川町		立川市	関市		太子町		伊予市		鹿屋市		
山形県	大潟村		三鷹市	恵那市	奈良県	姫路市	愛媛県	伊予市	高知県	四国中央市	鹿児島県	中種子町
	山形市		青梅市	美濃加茂市		明石市		愛南町		宇検村		
福島県	天童市	府中市	神戸町	和歌山県	芦屋市	高知県	高知市	福岡県	高知市	沖縄県	瀬戸内町	
	福島市	調布市	静岡市		伊丹市		四万十市		和泊町			
	須賀川市	小金井市	浜松市		宝塚市		奈半利町		読谷村			
	川俣町	小平市	熱海市		川西市		本山町					
茨城県	檜葉町	国分寺市	伊豆市	奈良県	加東市	高知県	いの町	福岡県	いの町	沖縄県		
	古河市	国立市	函南町		たつの市		中土佐町					
栃木県	東海村	狛江市	小山町	和歌山県	桜井市	高知県	黒潮町	福岡県	福岡市	沖縄県		
	栃木市	多摩市	名古屋市		三郷町		福岡市					
	小山市	西東京市	豊橋市		田原本町		大牟田市					
	那須塩原市	横浜市	半田市		高取町		八女市					
	さくら市	平塚市	豊川市		王寺町		小郡市					
	那須烏山市	鎌倉市	稲沢市		吉野町		古賀市					
	市貝町	藤沢市	知多市		大淀町		うきは市					
	壬生町	小田原市	みよし市		川上村		糸島市					
	野木町	茅ヶ崎市	阿久比町		橋本市		岡垣町					
	高根沢町	秦野市	東浦町		有田市		大刀洗町					
	那珂川町		武豊町				大木町					
							荻田町					

- ・ 高齢者向け施策（介護保険制度等）
- ・ 障害保健福祉施策
- ・ 子ども・子育て支援施策
- ・ 生活困窮者自立支援制度
- ・ 生活保護制度
- ・ 自殺対策
- ・ 地域福祉施策
- ・ 保護観察所等
- ・ 地域定着促進事業
- ・ ひきこもり支援
- ・ **成年後見制度利用促進に係る取組**
- ・ 公共職業安定所等
- ・ シルバー人材センター
- ・ 生涯現役促進地域連携事業
- ・ 児童福祉制度・DV被害者支援施策等

- ・ 子供・若者育成支援施策
- ・ 教育施策
- ・ 水道事業

**参考：高齢者虐待防止ネットワーク
について(詳細)**

高齢者虐待防止 ネットワークについて

厚生労働省老健局高齢者支援課

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

(平成17年法律第124号・平成18年4月1日から施行)

目的(法第1条)

高齢者虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳保持のため虐待防止を図ることが重要であることから、虐待防止等に関する国等の責務、虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援の措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止に係る施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義(法第2条)

- 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。(平成24年10月～65歳未満の養介護施設入所等障害者を含む。)
- 「高齢者虐待」とは、①養護者による高齢者虐待、②養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。
- 高齢者虐待の類型は①身体的虐待、②介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

国・地方公共団体の責務等(法第3条)

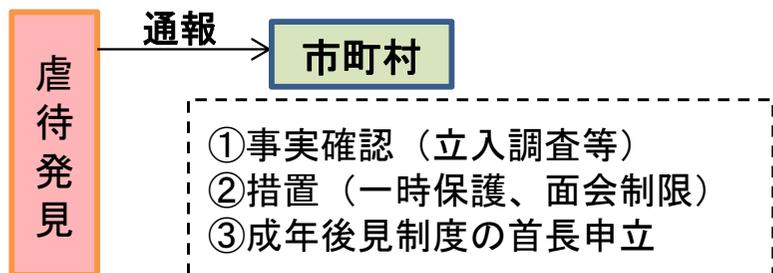
- ①関係機関の連携強化等、体制の整備、②専門的な人材の確保・資質の向上、③通報義務・救済制度等の広報・啓発

虐待防止等

養護者による高齢者虐待(法第6～19条)

[市町村の責務] 相談等、居室確保、養護者の支援
[都道府県の責務] 市町村の措置への援助・助言

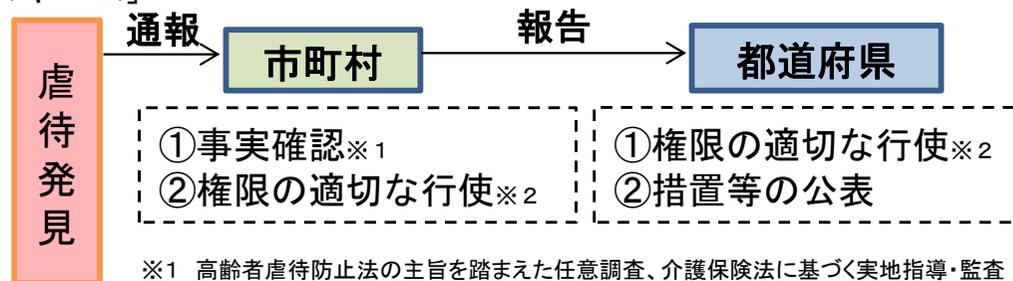
[スキーム]



養介護施設従事者等による高齢者虐待(法第20～25条)

[設置者等の責務] 当該施設等における高齢者に対する虐待防止等のための措置を実施

[スキーム]

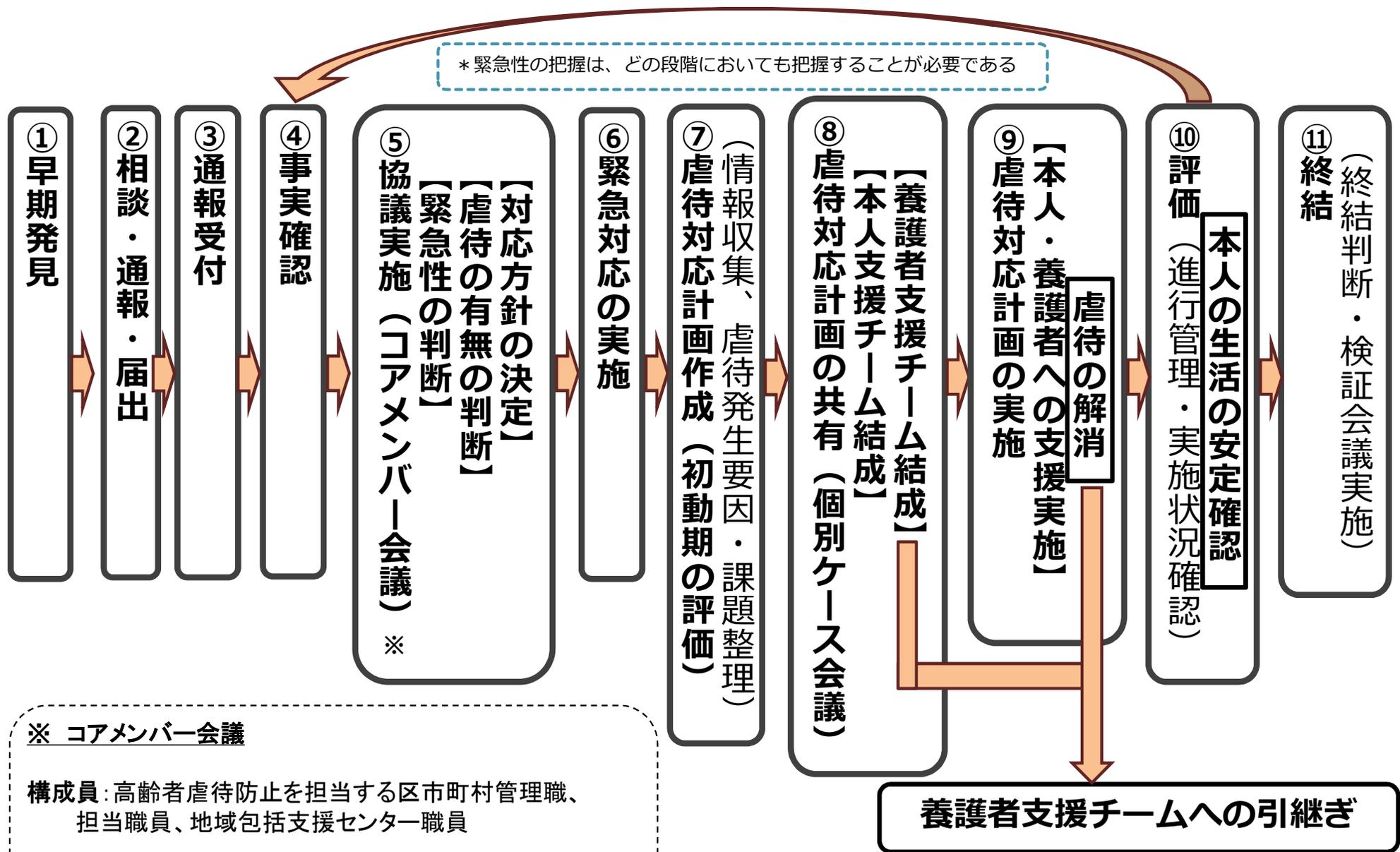


※1 高齢者虐待防止法の主旨を踏まえた任意調査、介護保険法に基づく実地指導・監査
※2 老人福祉法・介護保険法に基づく報告徴収・立入検査・勧告・公表・措置命令等

調査研究(法第26条)

国は高齢者虐待の事例分析を行い、虐待への適切な対応方法・高齢者の適切な養護の方法などについて調査・研究を実施。

市町村の養護者による高齢者虐待対応のプロセス



※ コアメンバー会議

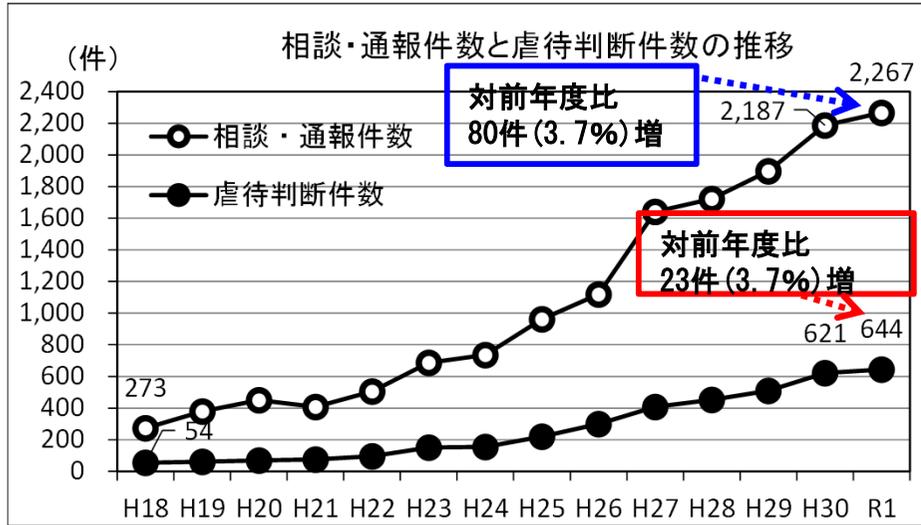
構成員: 高齢者虐待防止を担当する区市町村管理職、担当職員、地域包括支援センター職員

目的: 虐待の有無、緊急性の判断、対応方針等を合議により、市町村の責任において決定する

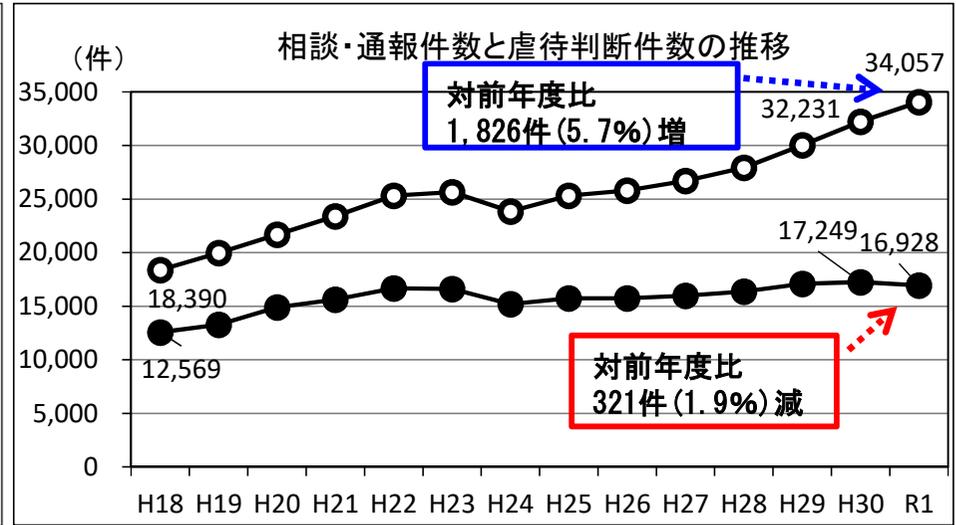
平成30年3月厚生労働省老健局「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」より作成

高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果の概要(令和元年度)

養介護施設従事者等による虐待



養護者(家族等)による虐待



	養介護施設従事者等による虐待	養護者による虐待
被虐待者	男性316人(29.8%) 女性741人(69.9%) 不明3人(0.3%)	男性4,315人(24.8%) 女性13,111人(75.2%) 不明1名(0.0%)
虐待者	男性 52.3% 女性 43.2% (参考)介護従事者男性割合 20.5%	息子 40.2% 夫 21.3% 娘17.8%
相談・通報者	当該施設職員が23.8%で最多。次いで家族・親族が18.9%。	介護支援専門員が27.5%で最多。次いで警察が27.2%。
相談・通報受理からの期間(中央値)	事実確認開始まで7日 虐待判断まで36日 【相談通報受理から終結まで 102日】*1年6ヶ月以上4.2%	事実確認開始まで0日 虐待判断まで2日 【相談通報受理から終結まで 81日】*140日以上30.1%
主な発生要因	教育・知識・介護技術等に関する問題 56.8% 職員のストレスや感情コントロールの問題 26.4%	虐待者の性格や人格に基づく言動 54.2% 被虐待者の認知症の症状 53.4% 虐待者の介護疲れ・介護ストレス 48.3%
虐待種別(複数回答)	身体的虐待 60.1% (身体拘束有 26.1%) 心理的虐待 29.2% 介護等放棄 20.0% 経済的虐待 3.9% 性的虐待 5.4%	身体的虐待 67.1% 心理的虐待 39.4% 介護等放棄 19.6% 経済的虐待 17.2% 性的虐待 0.3%
その他	《主な施設種別》 特別養護老人ホーム 29.5% 有料老人ホーム 27.6% グループホーム 14.8% 介護老人保健施設 11.2% 《虐待等による死亡事例》 4件 4人(対前年度比 3件 3人減)	《成年後見制度と日常生活自立支援事業の活用》 成年後見制度の活用;1598件 市町村申立;978件 日常生活自立支援事業の活用;335件 《虐待等による死亡事例》 15件 15人(対前年度比 6件 6人減)

市町村における体制整備等①

(1, 741市町村、実施割合：%)

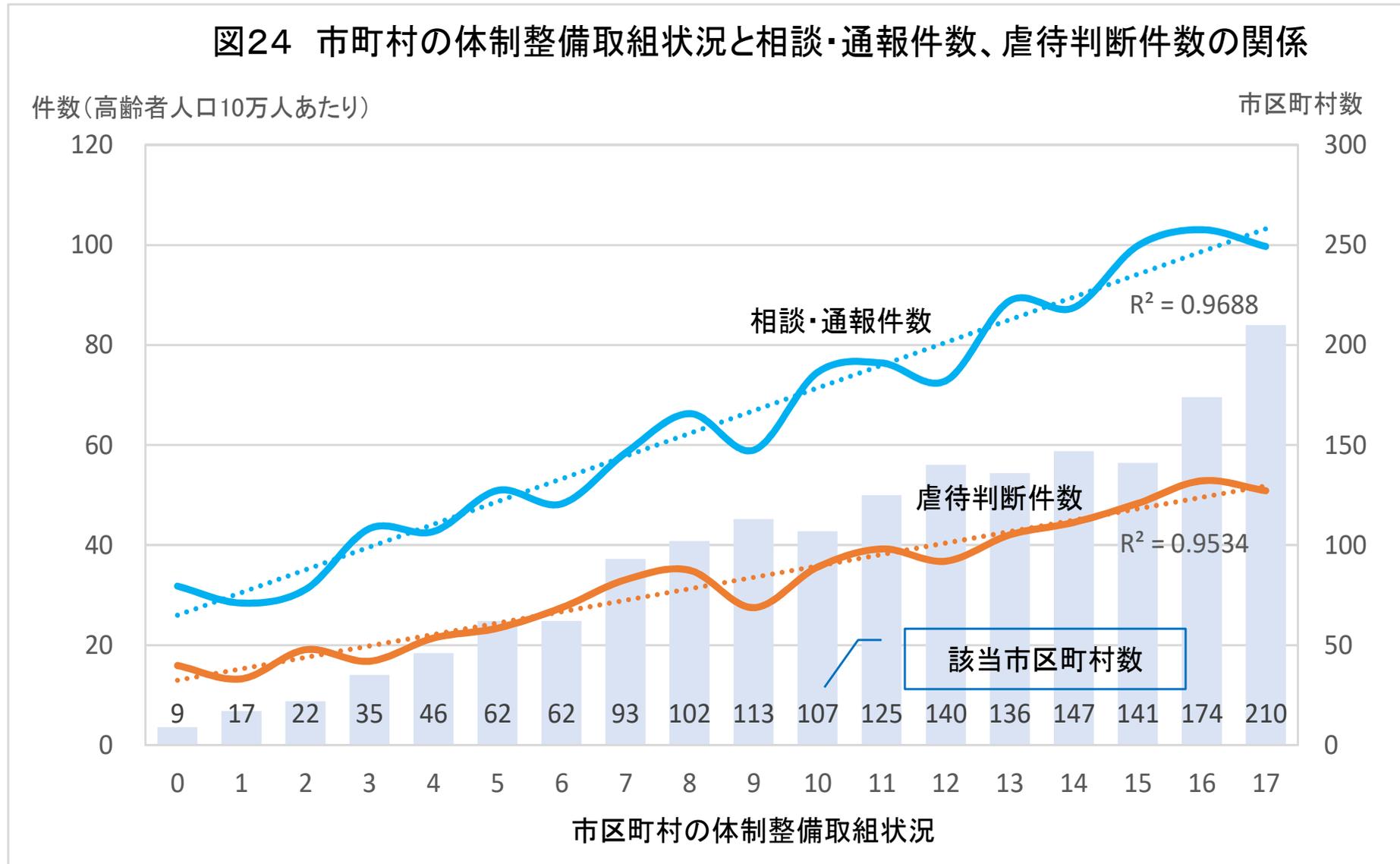
	項目	R01実施済	H30実施済
体制・施策強化	高齢者虐待の対応窓口となる部局の住民への周知	85.7	84.5
	地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者虐待に関する研修	70.8	76.8
	高齢者虐待について、講演会や市町村広報紙等による、住民への啓発活動	63.0	65.8
	独自の高齢者虐待対応マニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	70.6	68.9
	虐待を行った養護者に対する相談、指導・助言	88.4	86.2
	居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の擁護を図るための早期発見の取組や相談等	86.8	84.9
行政機関連携	成年後見制度の市町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制の強化	83.9	81.8
	地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備	40.8	—
	高齢者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	59.8	58.5
	老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整	73.0	71.5
	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化	72.3	—
	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化	48.1	—
構築 ネットワーク	民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	76.3	74.7
	介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	51.0	50.4
	行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	50.0	50.1
法の周知	居宅介護サービス事業者への法の周知	64.8	69.0
	介護保険施設への法の周知	59.9	64.6

令和元年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果(添付資料)p114を参考に作成

市町村における体制整備等②

○ 市町村における体制整備の一定の取組項目の取組状況と養護者による虐待における相談・通報件数及び虐待判断件数の関係を見ると、取組項目が多い市町村ほど高齢者人口当たりの件数が多く、取組項目が少ない市町村では高齢者人口当たりの件数が少ない傾向であった。

図24 市町村の体制整備取組状況と相談・通報件数、虐待判断件数の関係



令和元年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果(資料1)p15

高齢者虐待防止ネットワークの構築①

連携協力体制(法第16条)

市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

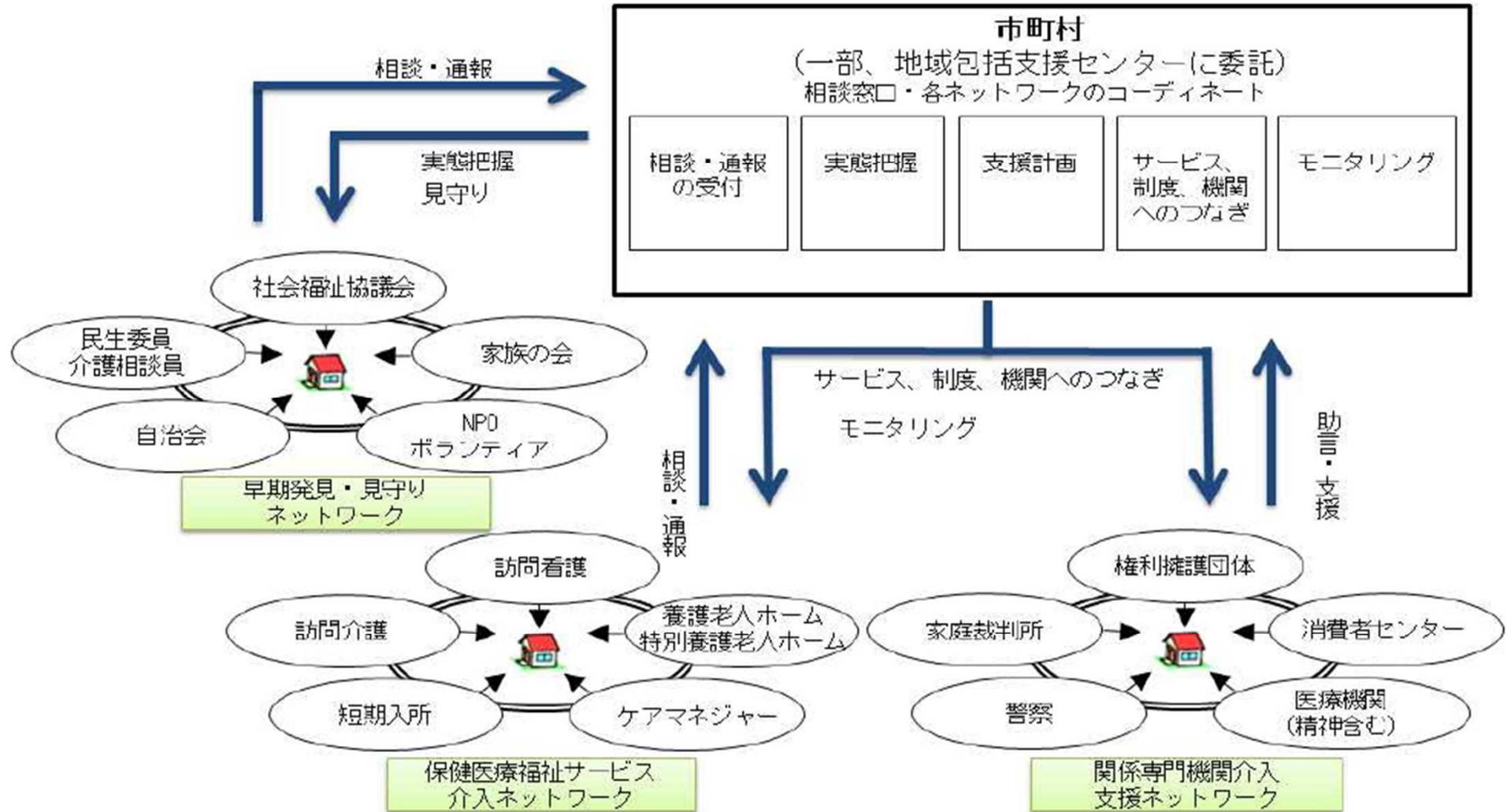
* 第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者(以下「高齢者虐待対応協力者」という。)(法第9条第1項抜粋)

* 地域包括支援センターは全てのネットワークの構成員(高齢者虐待対応協力者)である。

高齢者虐待防止ネットワーク	主な機能	構成員例 (高齢者虐待対応協力者)	備考
「早期発見・見守りネットワーク」	虐待防止 早期発見 見守り	民生委員、社会福祉協議会、人権擁護委員、自治会、老人クラブ、家族会、NPO・ボランティア団体、民間業者(新聞、郵便、宅配等)など	虐待だけでなく高齢者の孤立など生活の異変の早期発見・見守り事業として全国的に展開されている
「保健医療福祉サービス介入ネットワーク」	現に発生している虐待事例への具体的な対応支援	介護サービス事業所、居宅介護支援事業所、医療機関、保健センターなど	地域ケア会議や日常業務における連携が当該機能を担っている例有
「関係専門機関介入支援ネットワーク」	専門的な支援	警察、弁護士、保健所、精神科などに医療機関、権利擁護団体、消防、消費者センター、精神保健福祉センター、生活困窮者自立支援事業、認知症初期集中支援チームなど	市町村による権限発動(立入調査や被虐待者の保護等)に協力してもらう関係する機関が含まれていることが多い

高齢者虐待防止ネットワークの構築②

高齢者虐待防止ネットワーク構築例



※委託型の地域包括支援センターについても、市町村と綿密な連携を取り対応することが必要です。

高齢者権利擁護等推進事業

(介護保険事業費補助金)

令和3年度予算 139、306千円
(令和2年度予算 139、306千円)

「高齢者の尊厳の保持」の視点に立って、虐待防止及び虐待を受けた高齢者の被害の防止や救済を図り、高齢者の権利擁護を推進

対象事業

- 事業主体 : 都道府県
- 補助率 : 1/2
- 補助対象経費: 高齢者権利擁護等推進事業の実施に必要な賃金、報償費、報酬、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金

1. 介護施設・サービス事業者への支援

- ① **身体拘束ゼロ作戦推進会議 (2007年～)**
身体拘束廃止に向けた関係機関との連絡調整・相談機能の強化を図るための会議
- ② **権利擁護推進員養成研修 (2007年～)**
施設長など介護施設内において指導的立場にある者を対象に、職員のストレス対策や利用者の権利擁護の視点に立った実践的介護手法の修得等に関する研修
- ③ **看護職員研修 (2007年～)**
介護施設等の看護指導者・実務者を対象に、利用者の権利擁護等を推進するための研修プログラムの作成方法の習得や高齢者の権利擁護に必要な援助等を行うための実践的な知識・技術の修得等に関する研修

2. 市町村への支援

- ① **権利擁護相談窓口の設置 (2007年～)**
困難事例への対応に対する市町村等の助言・支援、養護者からの相談を受け適切な関係機関へのつなぎ支援、成年後見制度の手続きに対する高齢者等に対する相談等を行うため、弁護士・社会福祉士等の専門職を配置した権利擁護相談窓口の設置
- ② **市町村職員等の対応力強化研修 (2017年～)**
市町村職員等を対象にした管内市町村等の効果的な取組事例の紹介等による横展開により対応力の強化を図るための研修
- ③ **虐待対応実務者会議等の設置 (2020年～)**
 - ・ **虐待対応実務者会議**～都道府県の指導監督部局や市町村の虐待対応部局の実務者等で構成される会議を開催し、虐待の発生・増減要因の精査・分析や連絡・対応体制の構築などのため、連携強化を図る
 - ・ **虐待の再発防止・未然防止策検証会議**～死亡等重篤事案の虐待が発生した事案の要因分析及び相談・通報から終結までの虐待対応を評価・検証を行い、再発・未然防止策等の検討を行うために、専門職等のアドバイザーの派遣等の実施
- ④ **ネットワーク構築等支援 (2017年～)**
高齢者虐待防止に関するネットワークが未整備の市町村に対するアドバイザー派遣や措置に伴う居室確保等に係る広域調整等

3. 地域住民への普及啓発・養護者への支援

- ① **地域住民向けのシンポジウム等の開催 (2017年～)**
高齢者虐待防止法の普及促進、介護保険の適切な利用推進などを目的としたシンポジウム等の開催
- ② **地域住民向けリーフレット等の作成 (2017年～)**
 - ・ 高齢者虐待防止法の通報・窓口の周知徹底、適切な利用などを推進するためのリーフレット等の作成
 - ・ 民生委員、自治会・町内会等の地域組織や保健医療福祉関係機関等との協力連携を図るため、高齢者虐待が発生した場合の地域連携体制の構築のためのマニュアルを作成
- ③ **養護者による虐待等(セルフ・ネグレクト含む)につながる可能性のある困難事例での専門職の派遣(アウトリーチ) (2019年～)**
養護者による虐待等(セルフ・ネグレクト含む)につながる可能性があるものの、市町村での対応が難しい事例について、市町村・介護支援専門員等と連携の下、必要時専門職を派遣し、介護負担・ストレスの軽減に向けた精神的・医療的な支援や、関係機関・団体へのつなぎ等を実施

**参考：障害者虐待防止対策の推進
について(詳細)**

障害者虐待防止対策の推進について

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課地域生活支援推進室

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布、平成24年10月1日施行)

目的

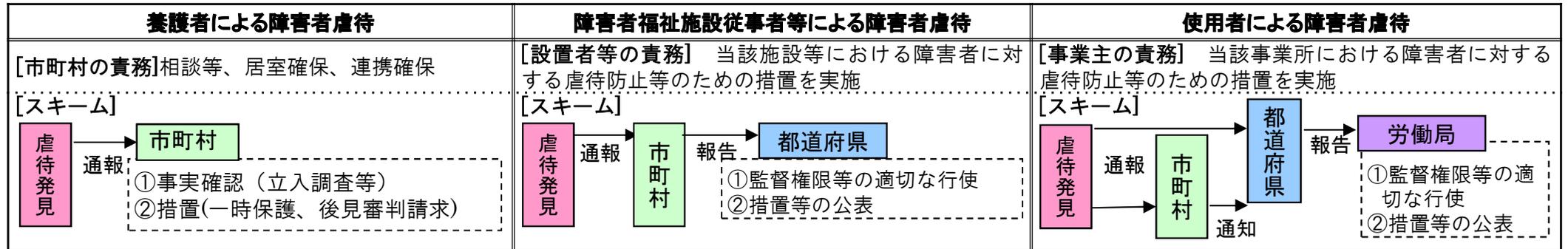
障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。
- 障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②放棄・放置、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

虐待防止施策

- 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。



- 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

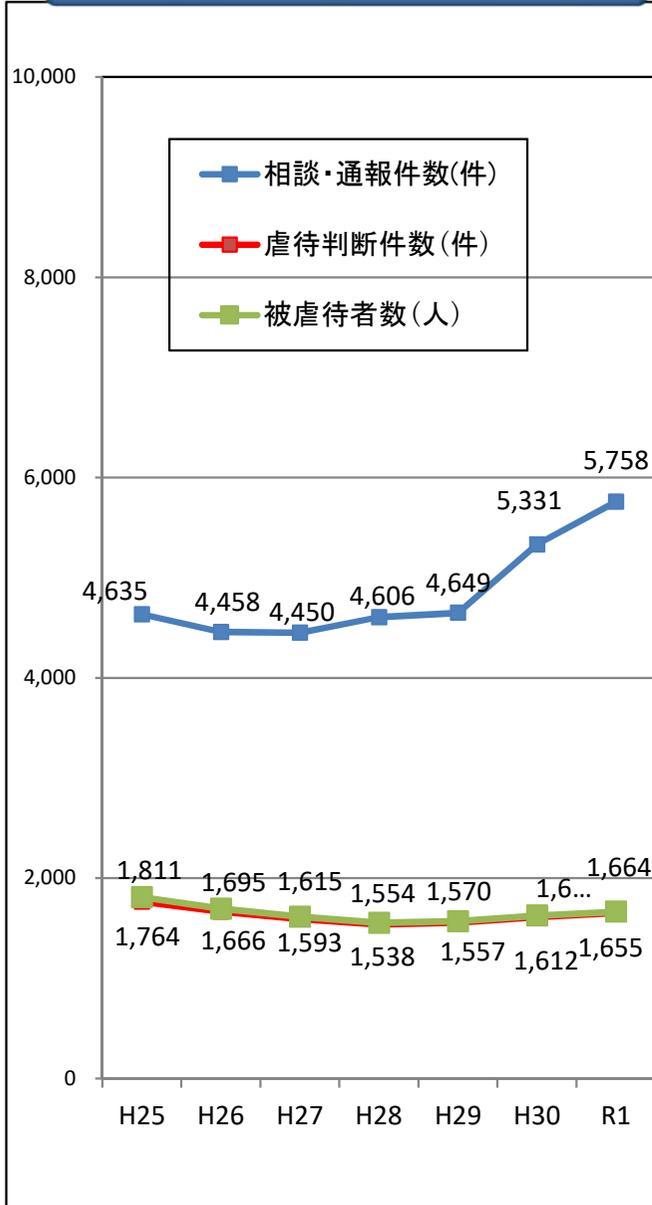
検討

附則第2条

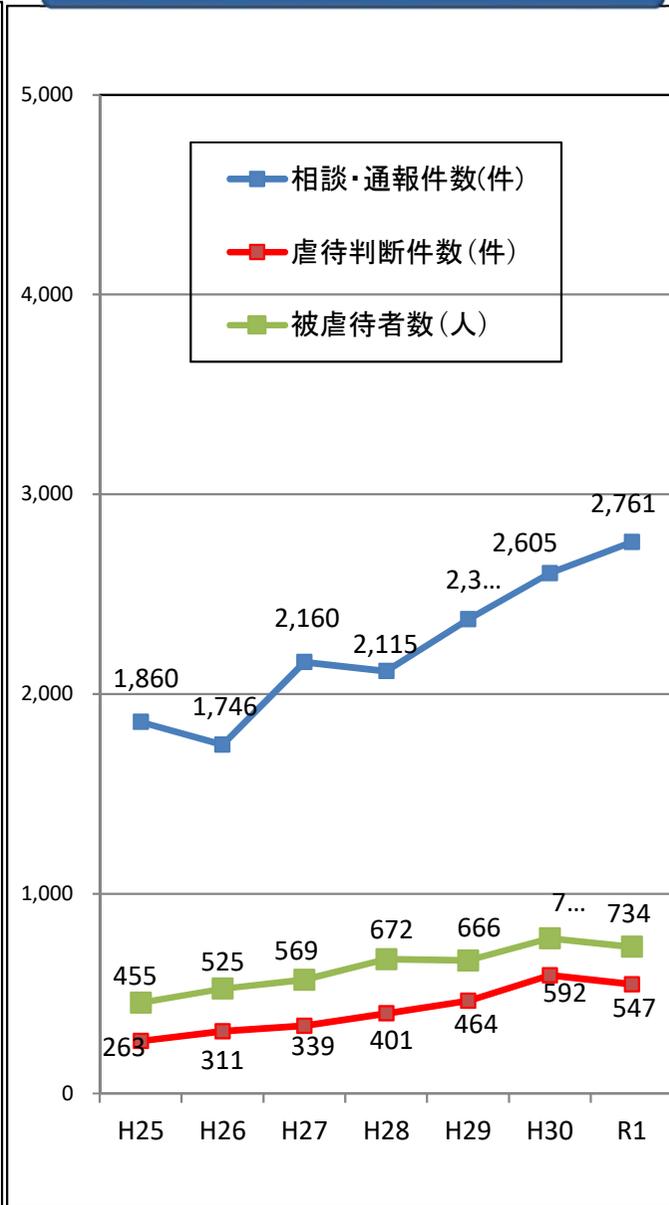
政府は、学校、保育所等、医療機関、官公署等における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方並びに障害者の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、障害者を訪問して相談等を行う体制の充実強化その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援等のための制度について、この法律の施行後三年を目途として、児童虐待、高齢者虐待、配偶者からの暴力等の防止等に関する法制度全般の見直しの状況を踏まえ、この法律の施行状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)経年比較

養護者による障害者虐待

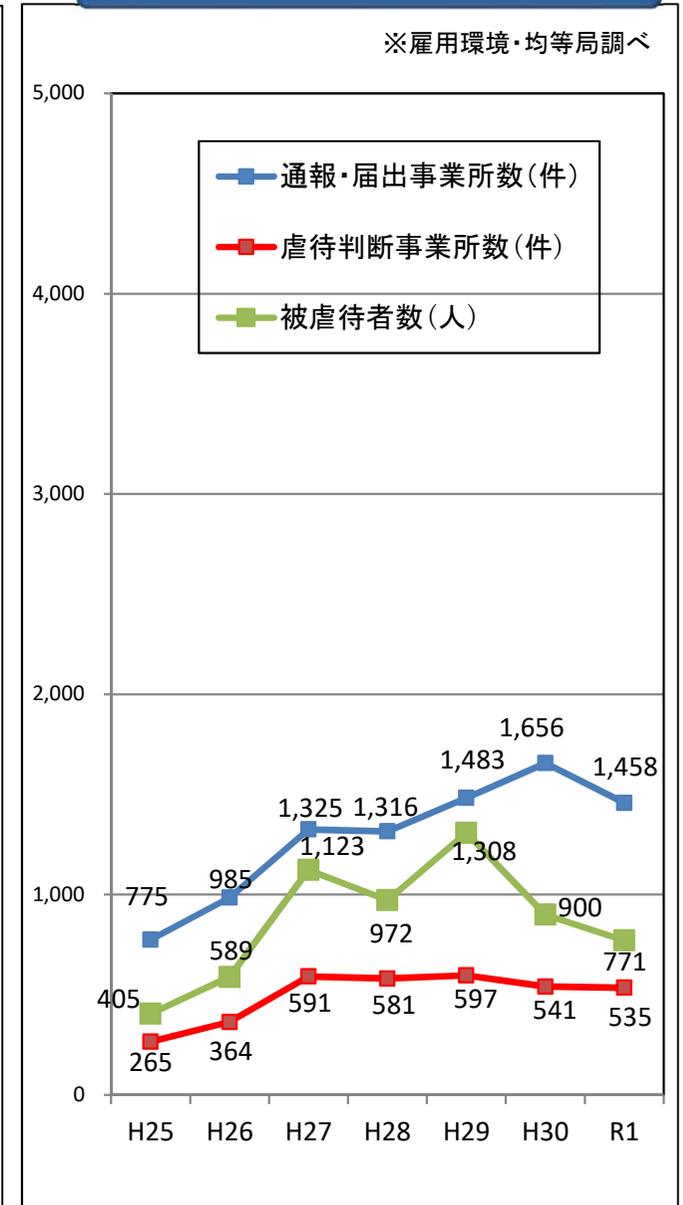


障害福祉施設従事者等による障害者虐待

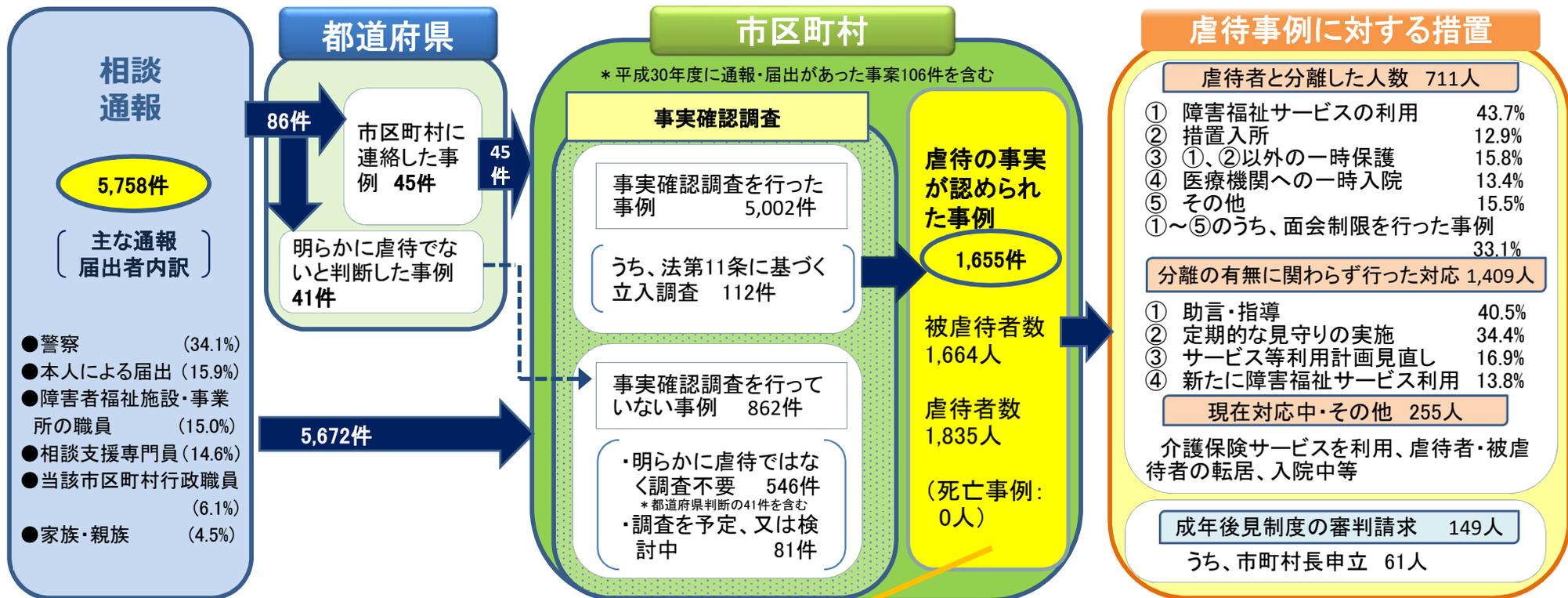


使用者による障害者虐待

※雇用環境・均等局調べ



令和元年度 障害者虐待対応状況調査<養護者による障害者虐待>



虐待者(1,835人)

- 性別
男性(63.6%)、女性(36.3%)
- 年齢
60歳以上(39.3%)、50～59歳(24.7%)
40～49歳(17.8%)
- 続柄
父(26.8%)、母(23.2%)、兄弟(12.9%)
夫(11.9%)

虐待行為の類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
63.9%	3.9%	29.5%	15.0%	20.7%

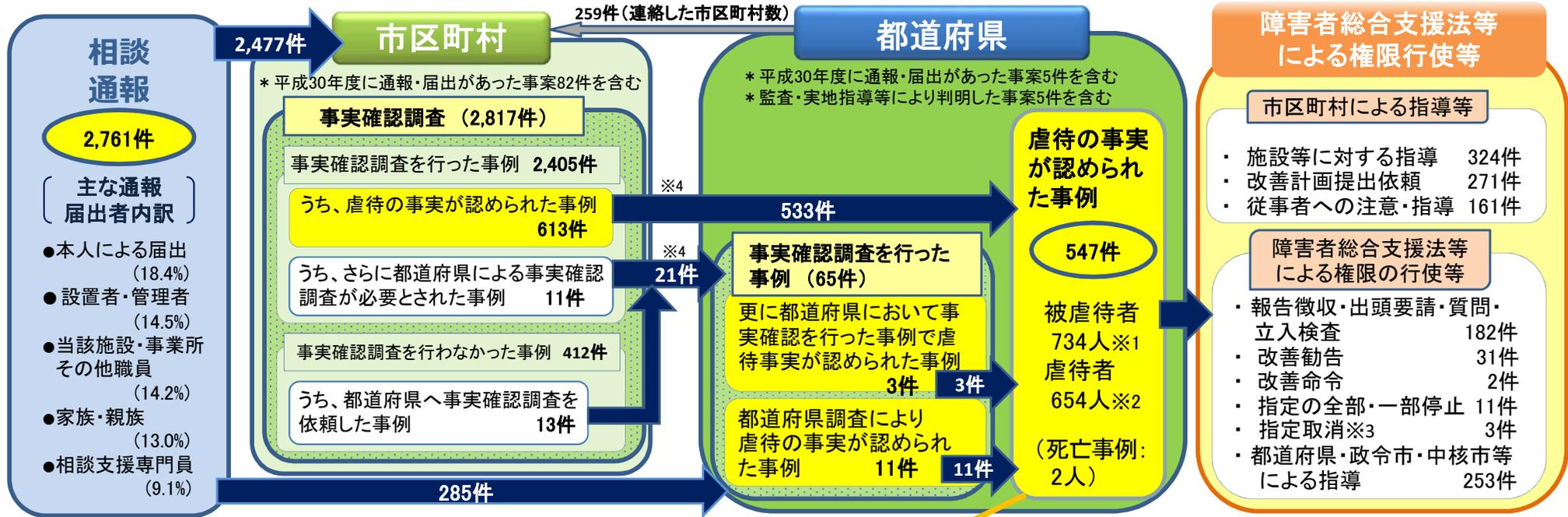
市区町村職員が判断した虐待の発生要因や状況(複数回答)

虐待者が虐待と認識していない	46.1%
家庭における被虐待者と虐待者の人間関係	38.3%
虐待者の知識や情報の不足	23.4%
被虐待者の介護度や支援度の高さ	21.6%
虐待者の介護疲れ	20.1%
家庭における経済的困窮(経済的問題)	18.4%

被虐待者(1,664人)

- 性別 男性(37.7%)、女性(62.3%)
 - 年齢
20～29歳(20.9%)、40～49歳(20.4%)
50～59歳(19.5%)
 - 障害種別(重複障害あり)
- | 身体障害 | 知的障害 | 精神障害 | 発達障害 | 難病等 |
|-------|-------|-------|------|------|
| 18.5% | 53.2% | 36.4% | 3.1% | 2.5% |
- 障害支援区分のある者 (53.5%)
 - 行動障害がある者 (28.4%)
 - 虐待者と同居 (83.2%)
 - 世帯構成
両親と兄弟姉妹(13.3%)、両親(13.2%)、単身(8.6%)
母・兄弟姉妹(8.5%)、配偶者・子(8.2%)

令和元年度 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞



虐待者 (654人)

- 性別
男性(68.0%)、女性(32.0%)
- 年齢
50～59歳(19.1%)、60歳以上(16.5%)
30～39歳(14.1%)
- 職種
生活支援員(42.0%)、
その他従事者(9.0%)、世話人(7.6%)、
サービス管理責任者(7.3%)、
管理者(7.2%)

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因(複数回答)

教育・知識・介護技術等に関する問題	59.8%
職員のストレスや感情コントロールの問題	55.3%
倫理観や理念の欠如	53.6%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	16.2%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	24.2%

虐待行為の類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
52.7%	13.2%	40.0%	7.3%	9.9%

障害者虐待が認められた事業所種別

	件数	構成割合
障害者支援施設	160	29.3%
居宅介護	16	2.9%
重度訪問介護	11	2.0%
同行援護	1	0.2%
行動援護	2	0.4%
療養介護	14	2.6%
生活介護	68	12.4%
短期入所	20	3.7%
重度障害者等包括支援	1	0.2%
自立訓練	1	0.2%
就労移行支援	5	0.9%
就労継続支援A型	22	4.0%
就労継続支援B型	47	8.6%
共同生活援助	90	16.5%
一般相談支援事業所及び特定相談支援事業所	5	0.9%
移動支援事業	8	1.5%
地域活動支援センターを運営する事業	5	0.9%
福祉ホームを運営する事業	1	0.2%
児童発達支援	5	0.9%
放課後等デイサービス	64	11.7%
児童相談支援事業	1	0.2%
合計	547	100.0%

被害者 (734人)

- 性別
男性(61.0%)、女性(39.0%)
- 年齢
～19歳(19.1%)、20～29歳(18.7%)
40～49歳(18.5%)、30～39歳(16.8%)
- 障害種別(重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
21.3%	78.7%	11.7%	3.7%	1.2%

- 障害支援区分のある者 (72.9%)
- 行動障害がある者 (37.5%)

※1 不特定多数の利用者に対する虐待のため被害者障害者が特定できなかった等の14件を除く533件が対象。
 ※2 施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった17件を除く530件が対象。
 ※3 指定取消は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行ったもの。
 ※4 同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例等があるため一致しない。

障害者虐待防止ネットワークの構築

市町村における連携協力体制の整備(法第35条)

市町村は、養護者による障害者虐待の防止、養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、社会福祉法に定める福祉に関する事務所、その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による障害者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

※市町村は、～(中略)～、第三十五条の規定により当該市町村と連携協力する者(以下「市町村障害者虐待対応協力者」という。)とその対応について協議を行うものとする。(法第9条第1項抜粋)

障害者虐待防止ネットワーク	主な機能	構成員例 (障害者虐待対応協力者)
「虐待の予防、早期発見、見守りにつながるネットワーク」	地域の見守り	地域住民、民生児童委員、社会福祉協議会、知的障害者相談員、家族会等
「サービス事業所などによる虐待発生時の対応(介入)ネットワーク」	虐待発生時に素早く具体的な支援を行なう	障害福祉サービス事業者、相談支援事業者等
「専門機関による介入支援ネットワーク」	専門知識などを要する場合に援助を求める	警察、弁護士、精神科を含む医療機関、社会福祉士、権利擁護団体等

障害者虐待防止対策関係予算額

○ 障害者虐待防止対策支援事業（地域生活支援促進事業）

令和3年度予算：6.2億円

令和2年度予算：6.1億円

令和元年度予算：6.1億円

1. 事業目的

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る。

2. 事業内容

以下のような取組について、地域の実情に応じて都道府県・市町村の判断により実施する。

① 虐待時の対応のための体制整備

例：24時間・365日の相談窓口の体制整備、虐待が発生した場合の一時保護のための居室の確保等、虐待を受けた障害者等に対するカウンセリング、過去に虐待のあった障害者の家庭等に対する訪問の実施

② 障害者虐待防止・権利擁護に関する研修の実施

例：障害福祉サービス事業所等の従事者や管理者、相談窓口職員に対する障害者虐待防止に関する研修の実施

③ 専門性の強化

例：医学的・法的な専門的助言を得る体制を確保するとともに、有識者から構成されるチームを設置し、虐待事例の分析

④ 連携協力体制の整備

例：地域における関係機関等の協力体制の整備・充実

⑤ 普及啓発

例：障害者虐待防止法における障害者虐待の通報義務等の広報その他の啓発活動の実施

3. 実施主体 都道府県及び市町村

4. 負担率 市町村実施事業：負担割合 国1/2、都道府県1/4 都道府県実施事業：負担割合 国1/2

市町村における体制整備等

(1,741市町村、実施割合：%)

項目	R01実施済	H30実施済	
住民への障害者虐待の相談窓口の周知	80.8	80.5	
住民への通報義務の周知	69.9	70.6	
障害者虐待防止センター等への関係者への障害者虐待防止に関する研修	70.6	72.4	
障害者虐待防止について、講演会や市町村広報紙等による、住民への啓発活動	44.3	45.0	
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知	51.0	50.8	
独自の障害者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	マニュアルの作成	39.0	38.2
	業務指針の作成	24.2	23.5
	対応フロー図の作成	43.3	42.4
	事例集の作成	6.0	5.9
緊急時の受け入れのための独自の一時保護のために必要な居室の確保	43.0	41.9	
障害者の福祉又は権利擁護に関し、専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保	75.4	72.7	
成年後見制度の市町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制の強化	57.1	54.5	
障害者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との事前の協議	28.3	29.1	
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整	39.8	40.5	
障害者虐待の相談窓口を、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力防止等の相談窓口と一体的に運営	36.8	36.0	
虐待防止・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組	57.2	56.5	
	うち、ネットワークを障害者総合支援法に基づく協議会の中に位置づけている	56.4	56.9
うち、他の虐待防止ネットワーク等との一体的な実施	児童虐待防止のネットワークと一体的に実施している	29.8	30.6
	高齢者虐待防止のネットワークと一体的に実施している	43.8	45.4
	配偶者暴力防止のネットワークと一体的に実施している	22.6	23.1
	生活困窮者自立支援事業と連携して実施している	26.2	27.5
	差別解消法による相談窓口と一体的に実施している	54.6	57.7
個別ケース会議における専門職の参加	個別ケース会議に弁護士、医師、社会福祉士等の専門職が参加する体制の整備	44.8	43.9
	専門職が参加した個別ケース会議の実施	32.1	31.6
障害者虐待防止法の通報義務に該当しない、例えば「保育所」「学校」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受付	48.6	47.4	
「保育所」「学校」「医療機関」等を所管又は相談内容に対応する機関・部署との虐待に関する情報提供、連携に関する協議	保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	31.0	29.8
	学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	30.2	29.5
	医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	22.7	22.1
	官公署を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	23.4	23.1